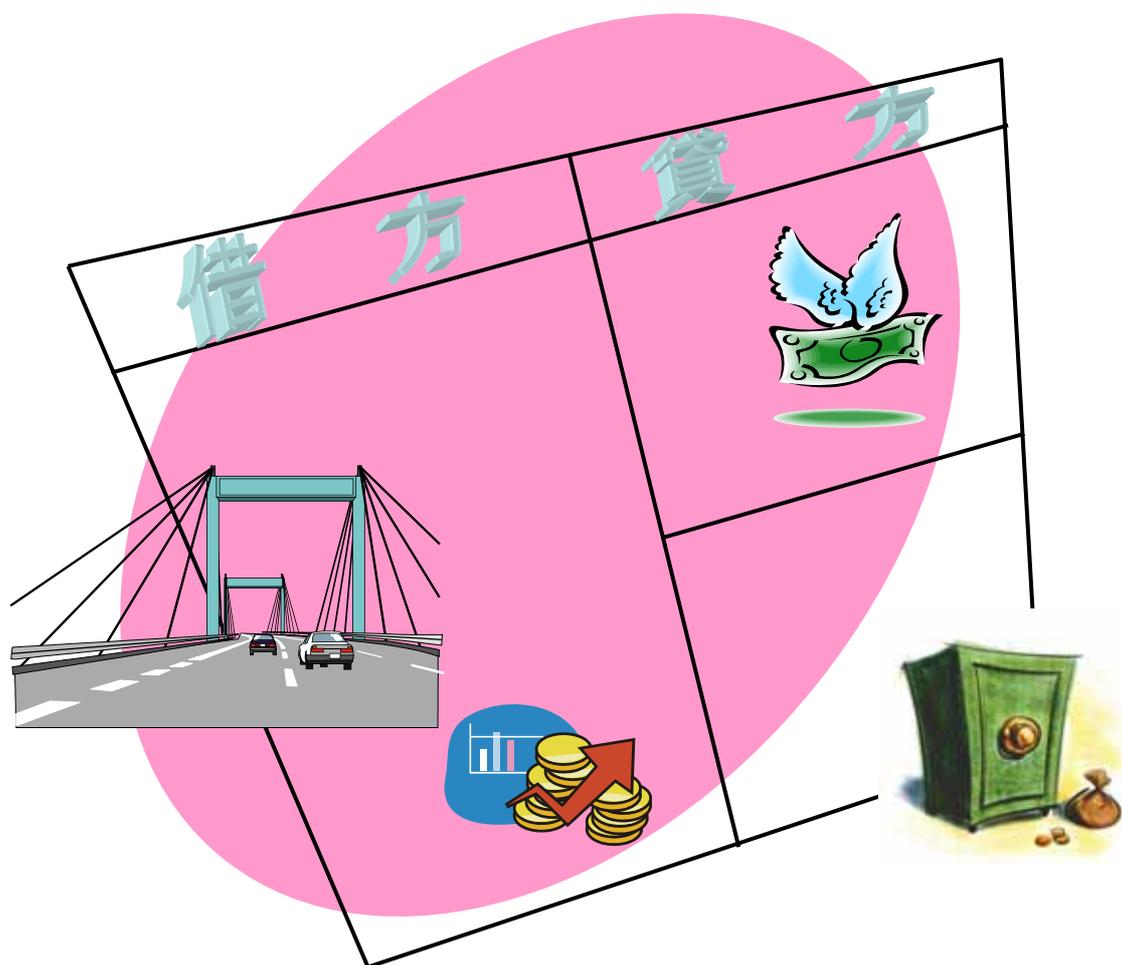


# 総務省改訂モデル財務諸表 < 解説書 >





# 目 次

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| § 1 . 財務諸表について                   | 1  |
| § 2 . バランスシート（貸借対照表）             | 3  |
| 1 . バランスシート（貸借対照表）とは             | 3  |
| 2 . バランスシートの中身                   | 4  |
| 3 . バランスシートから分かること               | 12 |
| § 3 . 行政コスト計算書                   | 14 |
| 1 . 行政コスト計算書とは                   | 14 |
| 2 . 行政コスト計算書の中身                  | 15 |
| 3 . 行政コスト計算書から分かること              | 19 |
| § 4 . 純資産変動計算書                   | 20 |
| 1 . 純資産変動計算書とは                   | 20 |
| 2 . 純資産変動計算書の内容                  | 21 |
| § 5 . 資金収支計算書                    | 24 |
| 1 . 資金収支計算書とは                    | 24 |
| 2 . 資金収支計算書の内容                   | 26 |
| § 6 . 財務諸表の関係性                   | 31 |
| 1 . バランスシート～資金収支計算書の関係           | 31 |
| 2 . バランスシート～行政コスト計算書～純資産変動計算書の関係 | 33 |
| § 7 . 連結財務諸表                     | 35 |
| 1 . 連結するということの意味                 | 35 |
| 2 . 地方自治体の会計                     | 36 |
| 3 . 連結する範囲                       | 37 |
| 4 . 財務諸表の連結                      | 37 |
| § 8 . 用語解説                       | 41 |
| 1 . 財政全般                         | 41 |
| 2 . 歳入関係                         | 42 |
| 3 . 歳出関係                         | 45 |
| 4 . 交付税関係                        | 46 |
| 5 . 財政指標関係                       | 48 |
| 6 . 基金関係                         | 51 |
| 7 . 会計関係                         | 52 |

## § 1 . 財務諸表について

公会計（地方自治体などに適用される会計手法のこと）の財務諸表（経営状態を公表するための資料）とは、民間企業で言うところのバランスシートなどいくつかの表を、自治体の財政を表現できるように作り変えたものです。

ちょっと大雑把ではありますが、自治体の家計簿のようなものだと考えてもらえれば分かりやすいと思います。

家計簿をつけていれば、何にどれだけ使ったという記録が残るので、自分がどういうお金の使い方をしているのか把握することができます。

また、収入と支出のバランスも見る事が出来るため、このままいくと借金が増えるな、ちょっと去年は物を買すぎたから今年は控えようかな、という計画を考える指針にもなります。

ただ1点だけ、財務諸表は公開して見てもらうためのものという違いがあります。家計簿は主に家計を預かる人がお金の出入りを把握するためのものですから、家計簿をつける人が分かればよいのですが、財務諸表ではそうはいきません。見た人が分かるように、一定のルールに従って作る必要があるのです。



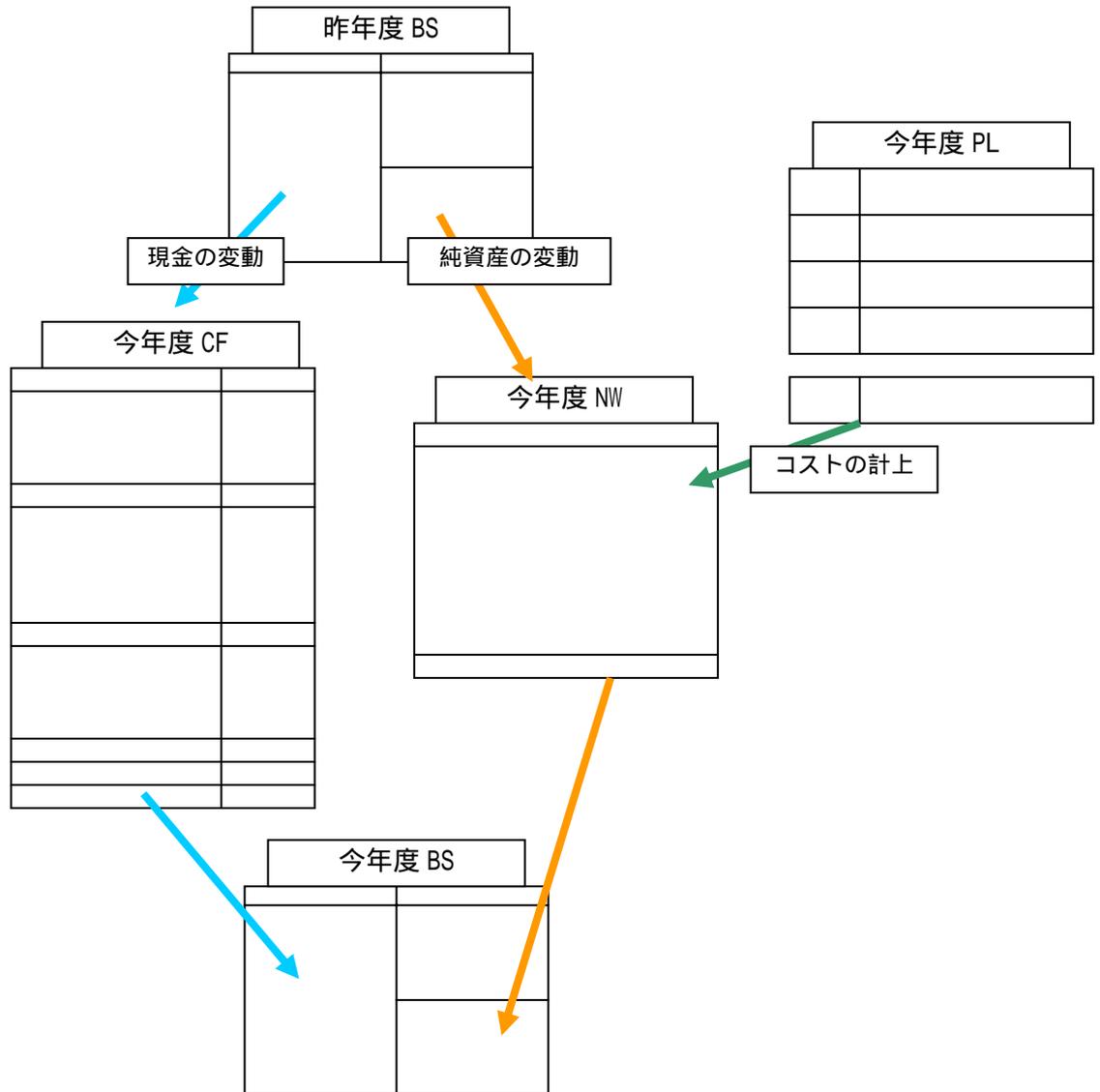
実は自治体にも、内部で財政状況を把握するための資料がちゃんとありますが、それをそのまま外部の人に見せても、専門的なのでよく分かりません。例えば決算書を渡されても、1年間に入ってきたお金と使ったお金の目的と額は分かりますが、その結果どうなったのかが分かりにくくなっています。また、年度ごとに情報が区切られているため、他の年度はどうだったのかが分かりません。

その自治体が現在どれだけの資産を持っていて、どれだけの借金を負っているのか。収入はどれくらいあるのか...などの情報が、この財務諸表には含まれています。これを理解して読んでいくと、その自治体がどういう運営を行っているのかが、おおまかにですが把握することが可能になります。

総務省改訂モデルと言われる財務諸表の作成手法は、以前に提起された総務省モデルと同じく、地方自治体が作成・提出を行う決算統計というデータを元に作成するものですが、より細かく財務データを調べて積み上げるように作られています。

総務省改訂モデルで作られる財務諸表は、バランスシート（貸借対照表、通称BS）、行政コスト計算書（通称PL）、純資産変動計算書（通称NW）、資金収支計算書（キャッシュフロー計算書、通称CF）の4つです。これらはそれぞれ、『自治体が持っている資産と、

その資産を手に入れるために使ったお金の出所の一覧表』、『自治体が支払ったコストと、そのコストを支払うためのお金の出所の一覧表』、『自治体にとっての収入である純資産が1年間でどれだけ変動したかを示す一覧表』、『自治体の保有している資金が、1年間でどのように増減したかを示す一覧表』という内容になっています。それぞれの関係は次の図の通りです。



バランスシートを中心として、現金の流れを資金収支計算書が、純資産の流れを純資産変動計算書がそれぞれ受け持ち、純資産の流れに関わる行政コストは、行政コスト計算書で算定する、という図式です。

それでは、その財務諸表を個別に説明します。

なお、この解説書では、作成年度を「今年度」、作成年度の前年度を「昨年度」とします。

## § 2 . バランスシート（貸借対照表）

### 1 . バランスシート（貸借対照表）とは

地方自治体におけるバランスシートとは、これまでの行政活動によって形成された道路、建物や土地などの資産と、その資産を形成するために要した負債や財源との関係を表したものです。財務諸表の中心になる表です。

バランスシートの左側を借方といい、自治体が現在所有している土地や建物から、株や現金・預金等までをすべて表示します。これらをまとめて資産といい、お金を出して手に入れた分だけたまっていくものです。

対する右側は貸方といい、借方を手に入れるために使ったお金の出所を表しています。具体的には、地方債などの負債、国や県からの補助金、それに自治体が税金として徴収したお金などがあります。

下図は、バランスシートのごく単純な例です。

（単位：千円）

| 借 方    |        | 貸 方               |        |
|--------|--------|-------------------|--------|
| 有形固定資産 | 8,000  | 固定負債              | 4,000  |
| 売却可能資産 | 3,000  | 流動負債              | 2,000  |
| 投資等    | 4,000  | 公共資産等整備<br>国県補助金等 | 4,000  |
|        |        | 公共資産等整備<br>一般財源等  | 5,000  |
| 流動資産   | 4,000  | その他一般財源等          | 5,000  |
|        |        | 資産評価差額            | -1,000 |
| 資産合計   | 19,000 | 負債・純資産合計          | 19,000 |

左側（緑色で示した範囲）が、現在その自治体が持っている資産です。この場合は、有形固定資産（土地や建物など）として800万円、自治体が持っている資産で売っても行政活動に差し支えないものが300万円、投資などで運用しているお金として400万円、流動資産として400万円あるということを表しています。

右側（青と黄色で示した範囲）は、左側の資産を手に入れるために使ったお金の出所を表しています。青の範囲は負債と呼ばれるもので、いわゆる借金です。黄色の範囲は純資産と呼ばれ、家計で言うところの収入に当たります。この例で言うと、固定負債として400万円、流動負債として200万円の借金があり、公共資産を作るために使った国と県の支出金が400万円、公共資産を作るために使ったその自治体のお金が500万円、公共資産を作るため以外に使った自治体のお金が500万円あり、保有している資産の価値が100万円分減りました、ということを表しています。

## 2. バランスシートの中身

では、実際のバランスシートの中身について説明していきます。  
借方に計上される項目の概略は以下の通りです。

公共資産とは、

- ・ 公共サービスを提供するための施設
  - ・ 将来、公共サービスを提供する施設となる予定の土地
  - ・ 自治体が管理している遊休地などがあります。
- その中でも、売却を予定している資産を売却可能資産として計上します。

投資及び出資金は、自治体が企業などの株式を購入したり、会社を設立する際に出資したりした金額の、現在の価値が計上されます。出資した時から比べて価値が下がった分については、投資損失引当金に計上します。

貸付金には、住宅購入資金など、現在自治体が貸しているお金の総額が計上されます。

基金とは、自治体がある目的のために積み立てているお金のことで、家計で言えば預金のようなものです。ここで計上されているものは、すぐに解約したりできない、定期預金のような性質の基金です。

長期延滞債権とは、1年以上回収できなかった住民税や公営住宅の使用料などが計上されます。その中でも、将来回収できないと予想される金額は、回収不能見込額として計上されます。

流動資産は、収入が少なくお金が必要な時に、比較的すぐ取り崩せる資産のことです。家計で言えば預金のようなものです。また、ここには1年以内に滞納された住民税なども計上されます。

|             | 借 | 方 |
|-------------|---|---|
| [資産の部]      |   |   |
| 1 公共資産      |   |   |
| (1) 有形固定資産  |   |   |
| 生活インフラ・国土保全 |   |   |
| 教育          |   |   |
| 福祉          |   |   |
| 環境衛生        |   |   |
| 産業振興        |   |   |
| 消防          |   |   |
| 総務          |   |   |
| 有形固定資産合計    |   | 0 |
| (2) 売却可能資産  |   |   |
| 公共資産合計      |   | 0 |
| 2 投資等       |   |   |
| (1) 投資及び出資金 |   |   |
| 投資及び出資金     |   |   |
| 投資損失引当金     |   |   |
| 投資及び出資金計    |   | 0 |
| (2) 貸付金     |   |   |
| (3) 基金等     |   |   |
| 退職手当目的基金    |   |   |
| その他特定目的基金   |   |   |
| 土地開発基金      |   |   |
| その他定額運用基金   |   |   |
| 退職手当組合積立金   |   |   |
| 基金等計        |   | 0 |
| (4) 長期延滞債権  |   |   |
| (5) 回収不能見込額 |   |   |
| 投資等合計       |   | 0 |
| 3 流動資産      |   |   |
| (1) 現金預金    |   |   |
| 財政調整基金      |   |   |
| 減債基金        |   |   |
| 歳計現金        |   |   |
| 現金預金計       |   | 0 |
| (2) 未収金     |   |   |
| 地方税         |   |   |
| その他         |   |   |
| 回収不能見込額     |   |   |
| 未収金計        |   | 0 |
| 流動資産合計      |   | 0 |
| 資 産 合 計     |   | 0 |

対する貸方の項目は次の通りです。

固定負債とは、来年は払う必要がないけれどもいずれは払わないといけないお金のことです。

流動負債には、来年支払う予定のお金が計上されます。

純資産とは、借方の項目で計上した資産を手に入れるために使ったお金のうち、借金ではない金額を計上します。公共資産等整備国県補助金と公共資産等整備一般財源等は、公共資産と投資等にかかったお金を、その他一般財源等はそれ以外にかかったお金を表します。資産評価差額は、資産の現在価値を調べた時に取得した時の価値との差額があった場合に計上します。

| 貸               |                     | 方 |   |
|-----------------|---------------------|---|---|
| <b>[負債の部]</b>   |                     |   |   |
| 1               | 固定負債                |   |   |
|                 | (1) 地方債             |   |   |
|                 | (2) 長期未払金           |   |   |
|                 | 物件の購入等              |   |   |
|                 | 債務保証又は損失補償          |   |   |
|                 | その他                 |   |   |
|                 | 長期未払金計              |   | 0 |
|                 | (3) 退職手当引当金         |   |   |
|                 | 固定負債合計              |   | 0 |
| 2               | 流動負債                |   |   |
|                 | (1) 翌年度償還予定地方債      |   |   |
|                 | (2) 短期借入金（翌年度繰上充用金） |   |   |
|                 | (3) 未払金             |   |   |
|                 | (4) 翌年度支払予定退職手当     |   |   |
|                 | (5) 賞与引当金           |   |   |
|                 | 流動負債合計              |   | 0 |
| 負 債 合 計         |                     |   | 0 |
| <b>[純資産の部]</b>  |                     |   |   |
| 1               | 公共資産等整備国県補助金等       |   |   |
| 2               | 公共資産等整備一般財源等        |   |   |
| 3               | その他一般財源等            |   |   |
| 4               | 資産評価差額              |   |   |
| 純 資 産 合 計       |                     |   | 0 |
| 負 債 ・ 純 資 産 合 計 |                     |   | 0 |

## 1. 【資産の部】

### 1. 公共資産

公共資産とは土地、建物、構築物、機械装置、備品など、長期間にわたって自治体がサービスを提供するために使用される資産と、自治体が所有しているが、売ってお金にすることも可能な資産のことを指します。市立の学校の校舎やそのための土地などが該当します。



ここには、昭和44年から作成年度までの有形固定資産の価額が集計されていますが、建物や道路などの年々古くなっていくもの（ここでは償却資産と総称します）については、資産としての価値があると認められる年数（これを耐用年数と言います）を定め、1年ごとにその価値が減っていくような計算を行います。この計算を減価償却と言います。建物や道路といった資産の種類ごとに計算して、今現在の資産として残っている価値（これを残存価額と言います）を求めます。なお土地は、基本的に古くなって使えないというようなことがないので、減価償却は行いません。

減価償却の計算方法は下記の通りです。

$$\text{償却資産の取得価額} - \left( \frac{\text{償却資産の取得価額}}{\text{その資産の耐用年数}} \times \text{取得してから経った年数} - 1 \right)$$

（ 償却資産を取得した年は、価値の減少が発生しなかったとします）  
耐用年数は総務省から指定された値を使います。

| 決算統計上の区分 | 耐用年数 | 決算統計上の区分 | 耐用年数 |
|----------|------|----------|------|
| 総務費      |      | 土木費      |      |
| 庁舎等      | 50   | 道路       | 48   |
| その他      | 25   | 橋りょう     | 60   |
| 民生費      |      | 河川       | 49   |
| 保育所      | 30   | 砂防       | 50   |
| その他      | 25   | 海岸保全     | 30   |
| 衛生費      | 25   | 港湾       | 49   |
| 労働費      | 25   | 都市計画     |      |
| 農林水産業費   |      | 街路       | 48   |
| 造林       | 25   | 都市下水路    | 20   |
| 林道       | 48   | 区画整理     | 40   |
| 治山       | 30   | 公園       | 40   |
| 砂防       | 50   | その他      | 25   |
| 漁港       | 50   | 住宅       | 40   |
| 農業農村整備   | 20   | 空港       | 25   |
| 海岸保全     | 30   | その他      | 25   |
| その他      | 25   | 消防費      |      |
| 商工費      | 25   | 庁舎       | 50   |
|          |      | その他      | 10   |
|          |      | 教育費      | 50   |
|          |      | その他      | 25   |

例えば、平成23年度のバランスシートを作る時、平成13年度に建てられた保育所（取得価額は900万円）があるとしてします。

保育所の耐用年数は30年、建てられてから11年経っているので、

$$9,000,000 - \left[ \frac{9,000,000}{30} \times 10 \right] = \underline{6,000,000 \text{ 円}}$$

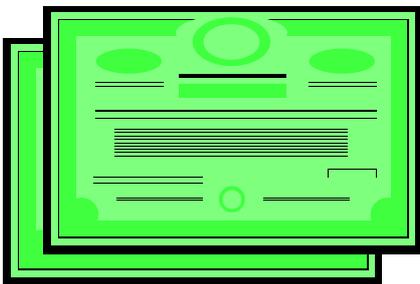
現在は600万円の資産価値があるという計算になります。

売却可能資産は、その名の通り売ることが出来る資産のことで、現在使われていない土地などが考えられます。

これらの資産は現実的に売れると思われる金額で計上しなくてはならないので、取得した時との差額は、純資産の部の資産評価差額に計上されます。

## 2. 投資等

ここには、他の団体などに出資した金額（出資金）、貸付金、基金（財政調整基金・減債基金を除く）等、長期延滞債権、回収不能見込額の各合計金額を記入します。



つまり、バランスシートを作成した時点での出資金や貸付金がどれくらいあるかを表示しています。

なお、市場価値がある株式など（一般的な市場で取り引きされているような株など）に投資されている分は投資及び出資金という形で計上されますが、地方三公社や第三セクターなどに対する投資については解散などによって回収できない可能性があるため、そのような可能性が高まっ

た際には投資損失引当金という形で計上します。

ちなみに、ここに計上される額は時価、もしくは現在の価値になりますので、出資した時に100万円だったものが、経営悪化で50万円の価値しかなくなってしまった、ということもあります。

貸付金は自治体が貸しているお金の総額です。ここに計上する額は、出し手の自治体が貸付金以外の名目で計上していても、受け手が借入金として計上しているものまで含まれます。

基金等は、ある目的のために自治体が積み立てている預金のようなものです。必要な時にはこの基金を取り崩して財源とします。なお、ここで財政調整基金と減債基金が除かれるのは、この次で説明する項目に該当するためです。

長期延滞債権とは、本来は収入として見込んでいた税金や手数料などのお金が、滞納されることによって1年以上回収できていない場合に計上されます。ちなみに、バランスシートを作成した年度内に回収できていない収入については、流動資産に未収金として計上します。

回収不能見込額というのは、貸付金や長期延滞債権のうち、もう回収できないと自治体が判断したものを指します。例えば、解散することが明らかになっている地方道路公社に1億円を貸していて、解散された時点で資産が1000万円しかなかった場合は、その資産の中で返却できる額しか返ってこないこととなります。このような額を想定し、この項目に計上します。

### 3. 流動資産

一般的に流動資産とは、すぐ現金化することが可能な資産を指します。公会計では、財政調整基金、減債基金、歳入と歳出を差引して残った歳計現金、特別な理由による収入の歳計外現金、地方税等の未収金（何らかの理由でまだ自治体に入ってきていないお金）が該当します。

財政調整基金は、一時的に多額のお金が必要になった時に使う予備的な基金で、減債基金は地方債の償還（分かりやすく言えば、借金を返済すること）のために積み立てている基金です。

歳計現金は歳入と歳出の差引で計算される、いわゆる黒字分です。赤字分は翌年度繰上充用金として負債で計上されます。



歳計外現金には、いずれ返す必要があるので歳入に含めない公営住宅の敷金等が含まれます。

未収金とは、市民税を滞納されたり、公共施設の使用料が支払われなかったりした額を合計したものです。ここで計上するのは、回収する予定だった年度内に回収できていない額だけで、昨年度以前の回収できていない額については、長期延滞債権という名前で別の項目に入ることになります。

なお、未収金のなかでも回収できる見込みがない分については、回収不能見込額として、投資等で説明した項目とは別に流動資産として計上します。

## ・【負債の部】

### 1．固定負債

負債とは、分かりやすく言えば借金のことです。その中でも固定負債と言うと、返却するのが1年以上先の借金ということになります。自治体で言えば、翌々年度以降に償還を予定している地方債、全職員が普通退職した際に支払う予定の退職手当引当金、それに翌々年度以降に支払予定のある長期未払金のことになります。



家計で例えば、10万円のテレビを5年ローンで買った場合(金利などは無視して、単純に5回に分割して支払うものとし、1年間に返済する額は2万円となります。そのうち、来年度以降に払う額が固定負債となりますので、8万円がそれに該当するということになります。

地方債とは、自治体が借金をする時に発行する債券のことです。償還期間(借りてから返済するまでの期間)が1年以上になる場合は、全部地方債の形で借りることになります(1年以内に返す借金は一時借入金と呼ばれて区別されます)。固定負債に計上される金額は、翌々年度以降返済する地方債の合計金額です。

長期未払金というのは、債務負担行為の翌々年度以降の支払い予定金額を指します。債務負担行為とは、長期に渡る契約のことで、家計で言うところのローンに近い性質を持っています。

次の退職手当引当金を説明する前に、発生主義と引当金についての基本的な考え方について説明します。

発生主義とは、会計の考え方の一つで、実際にお金のやり取りは起こっていないけれども、将来やり取りを行う必要がある行為に対して、行為を行った時点で計上するというものです。

電気代を例にとって考えてみます。通常、電気代の支払は月毎ですが、電気は毎日使っています。この1日に使った分を計算して家計簿につけるやり方を発生主義といいます。

これに対して、実際に電気代を支払った時点で計上するのを現金主義(または実現主義)といいます。

引当金とは、現在は払う必要がないけれど、将来は支払う必要がある、もしくは損をするという金額が合理的に計算される場合、それを借金として計算する、という発生主義に基づいた会計手法です。例えば、貸付金に関連がある貸倒引当金は、お金を貸したはいいけれど貸した相手の財政状況が良くないため、全額返済される見込みが少ないと判断された場合、その貸付金がどれくらい戻ってくるかを何らかの指標に基づいて計算し、負債として計上します。なお、地方債等は将来支払う額が合理的に計算されますが、既にお金のやり取りが発生しているため、引当金という考え方は適用しません。

退職手当引当金は、その自治体に勤めている全職員（市長なども含めます）が普通退職（条例などで定められている退職金の規定どおりの退職金をもらえる辞め方）をした際に必要となる金額です。

## 2. 流動負債

固定負債に対して、流動負債は1年以内に返却する借金ということになります。

自治体の財政としては、バランスシートの作成基準日の翌日から1年以内に支払の期限が来る地方債の償還予定額（返却する予定額）と、1年以内に返す約束で借りる短期借入金（今年度の歳出を歳入でカバーできなかった時に、翌年度の歳入から前倒しして用いる翌年度繰上充用金が該当します）、1年以内に支払う予定にしている未払金、来年の退職者のために支払う退職手当（翌年度支払予定退職手当）、来年のボーナスの支払いに充てる賞与引当金がこれに該当します。

1年以内に支払う予定にしている未払金とは、今後支払いが予定されている額のうち、来年支払う分を指します。先ほど挙げたテレビの例だと、来年支払う予定の2万円がこれに該当します。

翌年度支払予定退職手当とは、翌年度支払う予定にしている退職金の総額です。あくまで予定ですので、実際に支払う額とはズレが生じる可能性もありますが、できるだけずれないように、予算段階で判明している定年退職者の退職手当分を計上する、などの根拠が必要です。

賞与引当金は、固定負債の退職手当引当金と同じ考え方に基づいて計算されるものです。ここで計算の対象になるのは賞与ですが、引当金として計上されるのは来年度の6月に支給される賞与のうち、今年度の労働が評価の対象となる分です。

詳しく説明しますと、1会計年度（その会計の対象期間のこと。通常は4月1日に始まり、翌年3月31日に閉まります）の内に支払われる賞与は6月と12月の2回です。

賞与は、前の賞与が支払われてから次の賞与が支払われるまでの労働に対して支払われるので、6月の賞与は昨年度12月～今年度5月までが、12月の賞与は今年度6月～11月までが該当します。図で示すと次のようになります。

| 昨年度 |    |    |    | 今年度 |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |
|-----|----|----|----|-----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月  | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|     |    |    |    |     |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |

濃い緑と濃い青で表示されているのが賞与の支給時期です。その下に薄い緑と薄い青で表示されているのが、賞与の評価対象となる期間です。それぞれ色で相関関係を表しています。これを見ていただくと、今年度の12月支給分賞与については、評価対象となる労働がすべてその年度内で行われていますが、今年度の6月分については、評価対象の労働が昨年度と今年度にまたがっています。公会計は4月1日から翌年の3月31日で計算しますから、昨年度の12月～3月まで働いた分（矢印で示した期間）の賞与は、その年度内では支払われません。今年度分の12月～3月までも同じです。

つまり、この期間に職員が働いた分は、職員の労働だけ受け取って対価である賞与を支払っていないので、雇い主である自治体からすれば支払うべきお金が残っていることとなります。その金額は具体的に算定できるので、引当金の考え方が用いられるのです。

ちなみに、今年度の12月～3月までの賞与の評価対象期間に対する引当金は、バランスシートの賞与引当金に計上します。

・【純資産の部】

1．公共資産等整備国県補助金等

公共資産を取得するために使われた国庫支出金及び県支出金の合計額です。国庫支出金、県支出金とは、地方自治体が行う特定の事務事業に対して国から交付される給付金のことです。

2．公共資産等整備一般財源等

公共資産を取得するために使われたその自治体の財源の合計額です。その自治体の財源とは、地方税などの税金や、公共施設の使用料や手数料などの収入が該当します。

3．その他一般財源等

公共資産を取得する目的以外（流動資産の取得や負債の支払い等）に使われたその自治体の財源の合計額です。

#### 4. 資産評価差額

土地や建物は、現時点での景気や開発状況などで価値が変わってきます。そうして生じた取得した時の価額と現時点での価額の差を、ここに計上します。

### 3. バランスシートから分かること

バランスシートの内容は前述の通りです。ここからは、そのバランスシートからどういことが読み取れるのかを考えていきます。

#### 全体の経年比較

今までのバランスシートからどのように変化してきたのかを見ていく分析方法です。過去のバランスシートが必要になりますが、資産の増え方、負債や純資産の変動等から自治体の財政の移り変わりを掴み取ることができます。

例えば、ある年度から資産が大きく増え、負債も比例して増えているとなると、自治体は地方債などを発行して資産を増やしてきた、ということが分かります。

#### 有形固定資産の目的別割合及び行政目的別経年比較

有形固定資産が目的別に計算されているので、どんな目的にどれだけ資産を作ってきたのかを比較することができます。

教育の割合が大きければ、学校や保育所などの整備を、生活インフラ・国土保全の割合が大きければ道路の整備をより行っているということが見えてきます。

ちなみに、各目的はおよそ以下のような内容です。

生活インフラ・国土保全...道路・河川などの整備や維持補修、駅周辺整備や土地区画整理等の市街地整備、市営住宅の維持管理などに使われます。

教育.....学校教育、生涯学習、スポーツ振興、学校給食、教育施設施設の維持補修、整備などに用いられます。

福祉.....障害者福祉、高齢者福祉、児童福祉、保育園の管理運営、生活保護、福祉医療などが該当します。

環境衛生.....各種健診、予防接種、保健センターや休日診療所の運営、環境保全、ごみ処理、リサイクル推進などの、保健衛生に係わる費用です。

産業振興.....農業振興、商工業振興、産業振興などに使われます。

消防.....消防活動、救急、災害救助、防火活動などが含まれます。

総務.....各自治体の事務管理、庁舎管理、市民活動推進、交通安全対策、防災など。選挙に係わる費用もここに計上されます。

### 実質将来負担額

この指標は、現在自治体が持っている資産のうち、将来世代が返済していかなければならない額がどのくらいあるのかを把握するためのものです。平たく言えば、借金で購入した資産がどれくらいあるのか、を表しています。

実質将来負担額は、負債合計から、現金化することが可能な流動資産合計、貸付金、基金、退職手当組合積立金を除いた額です。

$$\text{実質将来負担} = \text{負債合計} - (\text{流動資産合計} + \text{貸付金} + \text{基金} + \text{退職手当組合積立金})$$

### 社会資本形成の世代間負担比率

有形固定資産の総額に対する純資産合計、負債合計の割合を指標とします。

純資産合計に対する割合は、これまでにもう支払いが済んでいる資産、つまり現在を含むこれまでの世代で負担した資産の割合になります。

対して負債合計に対する割合は、これから支払いをしていかないといけない資産なので、将来の世代が負担する資産の割合になります。

$$\text{これまでの世代の社会資本の負担比率} = \text{純資産合計} \div \text{有形固定資産合計}$$

$$\text{将来世代の社会資本の負担比率} = \text{負債合計} \div \text{有形固定資産合計}$$

### 歳入額対資産比率

これまでに取得してきた資産が、何年分の歳入になるのかを計算します。これにより、社会資本の整備の度合いを把握することができます。

$$\text{歳入額対資産比率} = \text{資産合計} \div \text{歳入合計} \times 100\%$$

また、歳入額に対する純資産の比率を計算すると、これまでの世代による社会資本の形成が何年分の歳入に相当するかが分かります。

$$\text{歳入額対純資産比率} = \text{純資産合計} \div \text{歳入合計} \times 100\%$$

### 地方債残高の状況

単純に各年度のバランスシートに計上されている地方債の額を比較します。これにより、その自治体が地方債にどれくらい頼っているのか、その変化を見ることが出来ます。

## § 3 . 行政コスト計算書

### 1 . 行政コスト計算書とは

行政コストとは、人的サービスや給付サービスなど、お金はかかるけど資産を買ったりはしない活動にかかった費用のことです。

先に説明したバランスシートが資産の増減に着目してお金の出入りを計算していたのに対して、この計算書は資産の増減を伴わない支出について計算します。その中身は、行政コストを種類別に区分して、どこにどれだけかかっているのか、その財源はどれくらいあるのかということ計算するようになっていきます。

下の表は行政コスト計算書の例です。

(単位：千円)

|             | 総額    |
|-------------|-------|
| 1 人件費       | 1,000 |
| 2 物件費       | 2,000 |
| 3 社会保障給付    | 500   |
| 4 支払利息      | 100   |
| 使用料・手数料     | 1,800 |
| 分担金・負担金・寄附金 | 800   |

青色で示した部分にはコストとして支出したものが記載されます。コストは、「人にかかるコスト」、「物にかかるコスト」、「移転支出的なコスト」、「その他のコスト」に分類して表示します。この例だと、人件費として100万円、物件費に200万円、社会保障給付として50万円、支払利息として10万円を支出しました、ということを表しています。

次に、黄色で示した部分には収入を記載します。ここでは、使用料や手数料で180万円、分担金や負担金などで80万円の収入がありました、ということを表しています。

これらを差し引くと、純粋に行政コストとしてその自治体が支出した額が分かる、というものです。ちなみに、この例の自治体は、

$1,000,000 + 2,000,000 + 500,000 + 100,000 - 1,800,000 - 800,000 = \underline{1,000,000}$  円  
となり、行政コストとして100万円を使ったこととなります。

## 2. 行政コスト計算書の中身

では、実際の行政コスト計算書の中身について説明します。

項目の概要は次の通りです。

1は人にかかるコストの項目です。主に自治体で働く職員の給与であったり、退職手当、賞与などにかかる経費が計上されます。

2は物にかかるコストの項目です。自治体を運営するためには人だけではなく、物も使います。ここには、そういった物を購入するのに使ったお金や、公共の施設を修理するために使ったお金が計上されます。

3は他の団体や個人に対して使ったお金の項目です。児童福祉や生活保護などに使ったお金や、他の団体が施設を作る際に援助した金額などが計上されます。

4はこれまでに分類した以外のコストが計上される項目です。

### 【経常行政コスト】

|           |                        |
|-----------|------------------------|
| 1         | (1)人件費                 |
|           | (2)退職手当引当金繰入等          |
|           | (3)賞与引当金繰入額            |
|           | 小 計                    |
| 2         | (1)物件費                 |
|           | (2)維持補修費               |
|           | (3)減価償却費               |
|           | 小 計                    |
| 3         | (1)社会保障給付              |
|           | (2)補助金等                |
|           | (3)他会計等への支出額           |
|           | (4)他団体への<br>公共資産整備補助金等 |
| 小 計       |                        |
| 4         | (1)支払利息                |
|           | (2)回収不能見込計上額           |
|           | (3)その他行政コスト            |
|           | 小 計                    |
| 経常行政コスト a |                        |
| (構成比率)    |                        |

経常収益は、行政サービスに対して直接支払われる対価を計上します。例えば、住民票のコピーを出してもらう時に支払う手数料などが該当します。

経常行政コストから経常収益を差し引いた金額が計上されます。これは行政サービスに対してかかったコストと、そのサービスの対価として支払われたお金を差し引いて、税金などで賄わなければならない金額を示しています。

### 【経常収益】

|              |             |       |
|--------------|-------------|-------|
| 1            | 使用料・手数料     | b     |
| 2            | 分担金・負担金・寄附金 | c     |
| 経常収益合計       |             | d     |
| ( b + c )    |             |       |
| d / a        |             |       |
| (差引)純経常行政コスト |             | a - d |

## Ⅰ.【経常行政コスト】

### 人にかかるコスト

その自治体で行政サービスに係わる人にかかるコストです。人件費、退職手当引当金繰入、賞与引当金繰入等がここに該当します。



人件費とは、議員への報酬や職員への給料などの人件費のうち、退職手当組合負担金（退職金の支払いをその自治体の歳入だけで賄うことが難しい自治体が加入する組合で、負担金を積み立てることでいざ退職金が必要になった時に組合から出してもらえる仕組み。ここではその組合に対する負担金）もしくは退職手当の合計額（退職手当組合に加入していない場合）を除いた額を指します。

退職手当引当金繰入は、退職手当引当金として当該年度において新たに繰り入れられた額を指します。

例えば、勤続年数が5年の職員がいたとします。この職員の給与月額が300,000円で、普通退職の場合の支給率が勤続5年で3.00だとすると、この職員が今年度に普通退職した場合は $300,000 \times 3.00 = 900,000$ 円が退職金となるわけです。

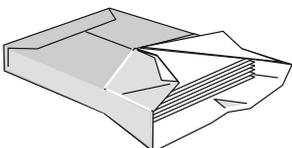
それが翌年度になると、この職員の勤続年数は6年となり、給与月額も少し上がって310,000円になりました。勤続6年の場合の支給率が4.00だとすると、この職員が今普通退職したら、 $310,000 \times 4.00 = 1,240,000$ 円の退職金がもらえるという計算になります。

つまり1年経ったことによって、この職員に支払われる退職金は340,000円増えたこととなります。この増加分が、退職手当引当金繰入に該当します。

賞与引当金繰入額は、今年度の6月に支給されるボーナスのうち、昨年度の労働が評価の対象となる分を計上します。

### 物にかかるコスト

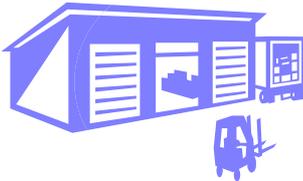
行政サービスを行う上で必要になる消耗品や、壊れた建物の修理など、物に係わるコストです。物件費、維持補修費、減価償却費が該当します。



物件費とは消耗品購入代や委託料など、行政サービスを市民に提供するために必要な経費です。

維持補修費はその名の通り施設の維持に要する費用です。

減価償却費は、バランスシートのところで説明した減価償却によって、償却資産の価値が減ってしまった分をコストとして計上するものです。



例えば、100万円で作った倉庫の耐用年数が25年とします。この時、1年間で減少する価値は、 $1,000,000 \div 25 = 40,000$ 円となります。これを減価償却費として計上することになります。

### 移転支出的なコスト

他の団体等にお金を出した分をコストとして計上します。その中には、社会保障給付、補助金等、他会計への支出額、他団体への公共資産整備補助金等があります。

社会保障給付とは、生活保護や各種手当の支給などに要する経費のことです。

補助金等には各種団体や公営企業などに対する補助金や負担金が計上されます。

他会計等への支出額は、特別会計（自治体が行っている事業の中で、限られた人しか関係しないようなもの、例えば下水道事業などは、下水道が通っているところの住民が負担するお金を中心に運営されているため、その他の自治体全体に係わる事業とは区別して管理しています）に繰出した額のうち、定額運用基金（特定の目的のために定額の資金を運用する基金）への繰出金を除いた額が該当します。



他団体への公共資産整備補助金等は、普通建設事業費（自治体が建物を建てたり道路を作ったりする際に充てた費用）として計上された額の内、他の団体への補助金として使われた額が該当します。

### その他のコスト

今までに出てきた3つ以外にかかったコストをまとめて計上します。支払利息、回収不能見込計上額、その他行政コストが該当します。

支払利息は、借りたお金の利息の合計額のことです。なぜ利息がコストになるかというと、100万円を年利10%で借りた自治体は、100万円を道路の補修や物品の購入に使うことが出来ますが、1年後には110万円返却しなければなりません。

この利息分である10万円は物品などの購入に使えたわけではないので、支払った後に手元に何も残りません。なので、コストとして計上するわけです。

回収不能見込計上額とは読んで字のごとく、地方税などで収入になる予定だったけど、滞納されたりして回収できないだろうと見込んだ額です。計上するのは不納欠損額と、昨年度から今年度にかけての回収不能見込額の増減分を足した値になります。

例えば、昨年度100万円を回収不能見込額として計上した自治体があるとします。この自治体が、今年度は70万円を不納欠損額として処理し、さらに120万円を回収不能見込額として計上したとします。この時に回収不能見込計上額に記載する値は、 $1,200,000 - 1,000,000 + 700,000 = \underline{900,000}$ 円と、ということになります。

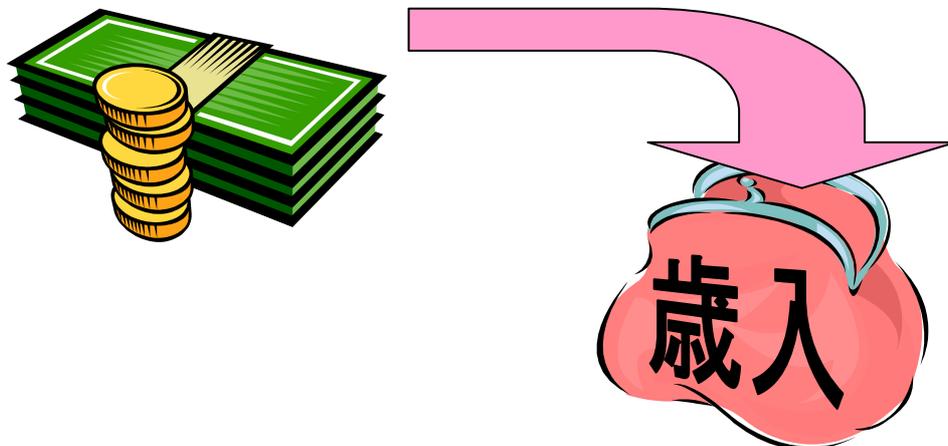
その他行政コストには、災害復旧にかかった費用や、失業対策事業のために使った費用、それにバランスシートで計上した未払金と長期未払金のうち今年度で増減した分、これらを合計した値が入ります。

## ・【経常収益】

その自治体の収入の一部です。使用料・手数料と、分担金・負担金・寄附金に分類されます。

使用料・手数料は、公共施設を使用した際に支払う料金収入や、住民票をとる際に支払う手数料収入などの合計です。

分担金・負担金・寄附金は、福祉施設などに入居した際に家族が負担する額や、市民・団体などから寄せられた寄付などの合計額です。



### 3. 行政コスト計算書から分かること

行政コスト計算書は、その自治体がどれくらい1年間にコストを支払っているかを見ることができます。

ここでは、その行政コスト計算書から分かることについて、分析方法なども含めて説明します。

#### 目的別比率

目的別に値を表示しているため、何費にどれくらい割いているのかを計算できます。これにより、その自治体がどの項目でどういう目的に力を注いでいるのか、その傾向を確認できます。

例えば、生活インフラ・国土保全に多くのコストがかかっている場合は、道路の建設や下水道の整備などに力を入れていることが分かります。

#### コストの性質別の比率

コストの性質は大きく4つに分けられていますから、それらのコスト全体に対する比率を計算すれば、何に多くのコストを抱えているのかが分かります。

例えば減価償却費が大きい自治体は、建物や道路などの減価償却の対象となる資産を多く持っていることが分かります。人件費が多い自治体は、それだけ職員の数が多いということを示しています。

#### コストの経年比較

行政コストが年毎にどのような変動をしているのかを把握すれば、自治体の運営方針が確認でき、今後どうすべきかという指針に使うこともできます。

なお、この資料から把握できることは、あくまでもコストだけです。多くのお金がかかっても、それによって住民へのサービスが充実し、住民が満足しているのであれば大きな問題にはなりません。つまり、そのコストに対するサービスの充実度や、住民の満足度も把握して、初めて自治体の現状を反映した資料になると言えます。

では、この行政コスト計算書で示されたデータは役に立たないのか、と言えばそんなことはありません。コストが多くかかっているところというのは、問題を抱えている可能性の高いところでもあります。その支出が無駄なのか必要な経費なのか、を調べるための指針として使うことができますし、自治体の強い部分、弱い部分を把握するための資料にもなります。単体でも使え、他のデータと組み合わせることでより有用な資料になります。

## § 4 . 純資産変動計算書

### 1 . 純資産変動計算書とは

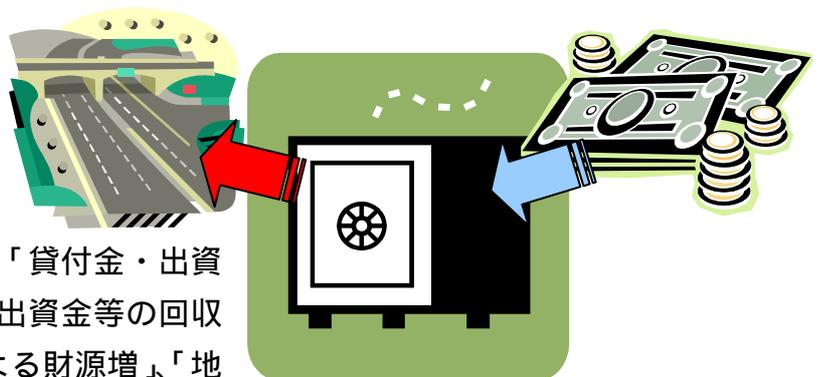
バランスシートのところで純資産について説明しましたが、ここではその純資産が1年間でどのように変動したのかを計算します。

企業会計で言うところの純資産の部は、株主が最初に投入した資本金及び資本剰余金と、企業活動によりもたらされた利益の蓄積額から配当などで社外に流出した金額を差し引いた利益剰余金などが記載されています。

公会計もほとんど同じですが、自治体は株式会社のように自己資本を持って設立されるわけではないので、資本金というものがありません。記載されるのは、国や県からの支出金としてもらった額や、税金などによる収入額などです。

純資産は家計で言うところの収入なので、その自治体にどれだけの収入があったのか、どれだけ収入を減らす要因があったのかを割り出し、昨年度のバランスシートで計上した純資産の値から足し引きします。その結果は、今年度のバランスシートに計上した純資産の値と合致するようになります。この表は、家計簿や小遣い帳のように推移を見るためのものだと考えてください。

計上する縦の項目は、「純経常行政コスト」、「一般財源」、「補助金等受入」、「臨時損益」、「公共資産整備への財源投入」、「公共資産処分による財源増」、「貸付金・出資金等への財源投入」、「貸付金・出資金等の回収等による財源増」、「減価償却による財源増」、「地方債償還に伴う財源振替」、「資産評価替えによる変動額」、「無償受贈資産受入」、「その他」です。

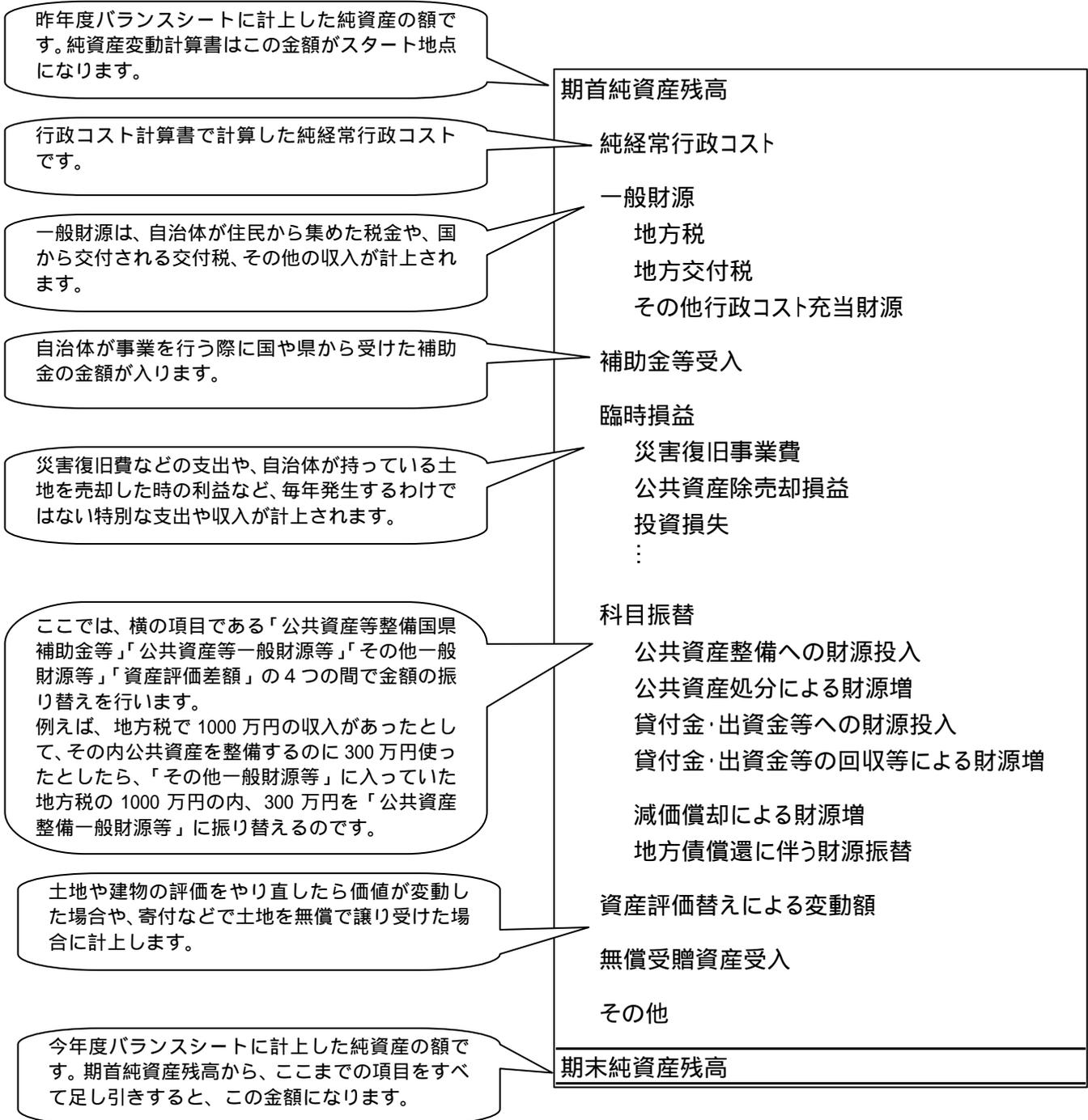


横の項目には、純資産に計上されている「公共資産等整備国県支出金等」、「公共資産等整備一般財源等」、「その他一般財源等」、「資産評価差額」の4項目があります。

## 2. 純資産変動計算書の内容

実際の純資産変動計算書の内容は下図の通りです。

純資産変動計算書の概要は次の通りです。



上から順に縦の項目を説明していきます。

#### 期首純資産残高

昨年度のバランスシートに計上した[純資産の部]の各項目が入ります。純資産変動計算書はこれがスタート地点になります。この値に、これから説明する項目の値を加除することによって、今年度のバランスシートに計上した[純資産の部]の各項目の値になります。

#### 純経常行政コスト

行政コスト計算書で計算した純経常行政コストが入ります。詳しくは行政コスト計算書の項でご確認ください。この値はマイナスで計上されます。

#### 一般財源

収入として計上された額を分類して記載します。地方税、地方交付税、その他行政コスト充当財源の3つに分けられます。

- ・地方税

市民税などの自治体の収入になる税金の合計額です。

- ・地方交付税

国が徴収した税金を、地方自治体の格差をなくすために配分するお金です。

- ・その他行政コスト充当財源

地方譲与税、利子割交付金などのその他の財源に合計額です。

#### 補助金等受入

道路整備や建物の建設などのために使った国・県支出金の合計額を『公共資産等整備国県補助金等』に、国・県支出金の総額から『公共資産等整備国県補助金等』に計上した額を差し引いた残りの額を、『その他一般財源等』に計上します。

#### 臨時損益

臨時に発生した損益を計上します。具体的には、公共資産を売ってお金を得た場合や、災害復旧事業費などが該当します。

#### 科目振替

横の項目（『公共資産等整備国県補助金等』や『その他一般財源等』）に計上されている額のうち、該当する事由（科目振替のうちの公共資産整備への財源投入など）によって、横のほかの項目に振り替える額を計上します。それぞれの事由は振り替えになるため、どこかで引いた値を別のどこかで足すというふうに記載されています。

・公共資産整備への財源投入

一般財源の項目で『その他一般財源等』に加算された収入のうち、公共資産を作るために使われた額を『公共資産等整備一般財源』に振り替えます。

・公共資産処分による財源増

売るなどして処分した公共資産の残存価額（詳しくはバランスシートの公共資産の項目を参照してください）を『その他一般財源等』に加え、同額を他の項目から差し引きます。つまり、資産を作るためという目的で割り当てられたお金のうち、処分してしまった資産に対するお金は、ちゃんと資産を作るためのお金から除外しましょう、ということです。



・貸付金・出資金等への財源投入

投資などを行った額のうち、その団体の財源（国や県からもらった補助金や、地方債を発行して集めたお金ではなく、税金などで得られた収入のこと）で賄った分を、『その他一般財源等』から『公共資産等整備一般財源』に振り替えます。

・貸付金・出資金等の回収等による財源増

貸付金や出資金が回収されたり、基金を取り崩したりした場合に、その合計額を財源ごとに『公共資産等整備国県補助金等』と『公共資産等整備一般財源等』から差し引いて、その差し引いた合計額を『その他一般財源等』に加えます。これも公共資産処分による財源増と同じ考え方です。

・減価償却による財源増

『公共資産等整備国県補助金等』、『公共資産等整備一般財源等』、『資産評価差額』の今年度減価償却額を差し引き、その合計額（これがその年度の全体の減価償却額と同額になります）を『その他一般財源』に足します。

・地方債償還に伴う財源振替

公共資産を作るために発行した地方債のうち今年度償還期限が来た分の合計額を、『その他一般財源等』から『公共資産等整備一般財源等』に振り替えます。

資産評価替えによる変動額

売却可能資産に係わる金額の変動があった際に、その差額分を記載します。

当該年度でその合計額に変更があった場合、例えば、ある公共施設を利用しなくなったためにその施設の敷地が売却可能資産に新たに計上された場合は、その資産を取得した際の価額から現在の時価を差し引いた額を記載します。

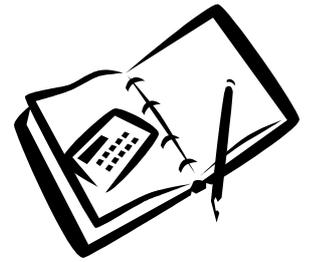
資産の評価替え（直前の評価時点から今回の評価時点までの間に資産価値が変わったと考えられる場合、その変化を資産の時価に反映させること）を行った場合は、評価替えを行う前と後の差額を計上します。

## § 5 . 資金収支計算書

### 1 . 資金収支計算書とは

自治体も、税金や国庫支出金などの形で収入があり、コピー用紙を購入したり、保育所を建てるなどの支出があります。ここではそのお金全体の流れを一覧表にします。

先に説明した純資産変動計算書は、純資産に着目してその1年間の動きを見るためのものでした。そのため、地方債などの借金については考慮していません。また、実際にはお金のやり取りが発生しないコストなども計算していました。この資金収支計算書は、収入と支出を分類ごとに計上して、自治体における実際のお金の出入りを見ることができる、小遣い帳のようなものです。



自治体における小遣い帳のようなものということは、その小遣い帳を付ける期間の最初に持っているお金と、その間に買ったものの金額、得られた収入の額、そしてそれらを差し引いて最終的に残った金額が必要になります。

まず、期間の最初に持っているお金です。小遣い帳では前月の小遣いで余った分ということになりますが、資金収支計算書では『期首歳計現金残高』と言います。これは前年度の歳入総額から前年度の歳出総額を差し引いて計算されるものです。

次に、使った総額と得られた収入の総額ですが、これはそのまま歳出と歳入(ただし、昨年度の繰越金、いわゆる黒字分は除く)ということになります。ただし、資金収支計算書は期末に1年分をつけるものですから、小遣い帳のように支出や収入が確定した時につける、というものではありません。そこで、お金の使い道で分類してつけることにより、どういう目的にどれだけ使ったのか、ということが分かるようにします。その分け方は、だいたいどの年度でも出て行ったり入ってきたりするお金をまとめた「経常的収支の部」、公共資産を買ったり売ったりした際のお金の出入りをまとめた「公共資産整備収支の部」、投資や出資といった形のない資産に係わるお金や地方債による借金などの流れをまとめた「投資・財務的収支の部」の3つになります。

そして最後に、その期間が赤字だったのか黒字だったのかを計算します。小遣い帳であれば、前月の黒字分に今月の小遣いを足して、そこからノート代やおかし代などを引いて、月の最後の日にどれだけ残ったか、と計算しますよね。資金収支計算書でもほぼ同じです。期首歳計現金残高に、各支出と収入を足し引きして、最後に残る額(期末歳計現金残高)を計算します。この時にお金がプラスになった場合は、歳計現金として来年の予算に組み込みます。しかし、万が一マイナスになった場合は...今年度の歳出を歳

入だけでは賸いきれなかったということで、来年の予算から前借りすることになります。これを翌年度繰上充用金といいます。

具体的な例を作ってみましょう。

期首歳計現金残高が100万円あります。この自治体は人件費として毎年度500万円かかり、市民税で800万円の収入があります。さらに、今年度は保育所を新たに建てたので800万円かかりましたが、そのための補助金として国から400万円、県から200万円もらいました。さらに、その地域のケーブルテレビ局の株を100万円分購入しました。この株式のお金は市債を100万円分発行して賸いました。これを資金収支計算書に表すと、下図のようになります。

(単位：千円)

|             |        |
|-------------|--------|
| 経常的収支の部     |        |
| 人件費         | -5,000 |
| 市民税         | +8,000 |
| 小計          | +3,000 |
| 公共資産整備収支の部  |        |
| 保育所         | -8,000 |
| 国庫支出金       | +4,000 |
| 県支出金        | +2,000 |
| 小計          | -2,000 |
| 投資・財務的収支の部  |        |
| ケーブルテレビ局に投資 | -1,000 |
| 市債          | +1,000 |
| 小計          | 0      |
| 当年度歳計現金増減額  | +1,000 |
| 期首歳計現金残高    | 1,000  |
| 期末歳計現金残高    | 2,000  |

先に説明したお金の使い道ごとに色を分けています。さらに、色の濃い部分は収入を表します。本来市債は借金なのですが、資金収支計算書ではお金が入ってくる項目であるため、収入として計算します。

この例の結果は、200万円の黒字が出たということになります。

## 2. 資金収支計算書の内容

資金収支計算書の概要は次の通りです。

自治体にとって毎年行う支出と、毎年入ってくる収入が計上されています。

| 1 経常的収支の部          |   |
|--------------------|---|
| 人件費                |   |
| 物件費                |   |
| 社会保障給付             |   |
| 補助金等               |   |
| 支払利息               |   |
| 他会計等への事務費等充当財源繰出支出 |   |
| その他支出              |   |
| 支出合計               | 0 |
| 地方税                |   |
| 地方交付税              |   |
| 国県補助金等             |   |
| 使用料・手数料            |   |
| 分担金・負担金・寄附金        |   |
| 諸収入                |   |
| 地方債発行額             |   |
| 基金取崩額              |   |
| その他収入              |   |
| 収入合計               | 0 |
| 経常的収支額             | 0 |

バランスシートの公共資産の取得にかかった金額と、そのために用意したお金が計上されます。本当は地方税や地方交付税も資産を取得するために使いますが、経常的収支の部で一括計上されているため、ここには計上しません。そのため、この部は収支がマイナスになることがあります。

| 2 公共資産整備収支の部      |   |
|-------------------|---|
| 公共資産整備支出          |   |
| 公共資産整備補助金等支出      |   |
| 他会計等への建設費充当財源繰出支出 |   |
| 支出合計              | 0 |
| 国県補助金等            |   |
| 地方債発行額            |   |
| 基金取崩額             |   |
| その他収入             |   |
| 収入合計              | 0 |
| 公共資産整備収支額         | 0 |

バランスシートの公共資産以外の資産の取得にかかった金額と、そのために用意したお金が計上されます。ここも公共資産整備収支の部と同じように、収支がマイナスになることがあります。

| 3 投資・財務的収支の部      |   |
|-------------------|---|
| 投資及び出資金           |   |
| 貸付金               |   |
| 基金積立額             |   |
| 定額運用基金への繰出支出      |   |
| 他会計等への公債費充当財源繰出支出 |   |
| 地方債償還額            |   |
| 支出合計              |   |
| 国県補助金等            |   |
| 貸付金回収額            |   |
| 基金取崩額             |   |
| 地方債発行額            |   |
| 公共資産等売却収入         |   |
| その他収入             |   |
| 収入合計              | 0 |
| 投資・財務的収支額         | 0 |

全ての収支を合計し、1年間の収支合計を計算します。歳計現金とは、自治体が運営上いざというときにとってあるお金で、1年間の支出と収入でどれだけ変動したのかを表します。

|            |   |
|------------|---|
| 当年度歳計現金増減額 | 0 |
| 期首歳計現金残高   |   |
| 期末歳計現金残高   | 0 |

資金収支計算書は上から、経常収支の部、公共資産整備収支の部、投資・財務的収支の部というふうに区分されています。さらに、その中がそれぞれ支出と収入に分かれています。これでひとつごとの部に対する黒字か赤字かを求め、最終的に一番下の部分にある部分で全体の差し引きを計算します。

では、各部の中にある項目を説明します。

## ・【経常収支の部】

(支出)

人件費

職員の給与や議員の報酬にかかった額です。

物件費

施設の建設などを行った際に使った額です。

社会保障給付

自治体の各種扶助などのために使った額です。

補助金等

他団体などが行う事業に対して出すお金ですが、他会計への支出額は除きます。

支払利息

地方債と一時借入金の支払利息の額です。

他会計等への事務費等充当財源繰出支出

水道事業や国民健康保険事業など、個別に管理されている会計に対して繰り出した額です。

その他支出

建物などの維持補修費、災害復旧事業に使った費用、失業対策事業に使った費用の合計額です。

(収入) 経常収支の部に属している収入項目は、地方税と地方交付税を除き、公共資産整備収支の部と投資・財務的収支の部に計上した同じ項目の額を除きます。

地方税

市民税などの自治体の収入になる税金の合計額です。



### 地方交付税

国が徴収した税金を、地方自治体の格差がなくなるように配分するお金です。

### 国県補助金等

地方自治体が行う事業に対して、国や県が出す補助金のことです。



### 使用料・手数料

公共施設の使用料や、住民票を出してもらう際の手数料などの収入です。ただし、公共資産整備収支の部と投資・財務的収支の部に計上した同じ項目の額を除きます。

### 分担金・負担金・寄附金

福祉施設などに入居した際に家族が負担する額や、市民・団体などから寄せられた寄付などの合計額です。ただし、公共資産整備収支の部と投資・財務的収支の部に計上した同じ項目の額を除きます。

### 諸収入

自治体が販売している物品の代金など、これまでの項目に該当しないような収入の合計額です。ただし、公共資産整備収支の部と投資・財務的収支の部に計上した同じ項目の額を除きます。

### 地方債発行額

今年度発行した地方債の合計額です。ただし、公共資産整備収支の部と投資・財務的収支の部に計上した同じ項目の額を除きます。

### 基金取崩額

自治体が積み立てている基金を取り崩して繰り入れた額の合計です。ただし、公共資産整備収支の部と投資・財務的収支の部に計上した同じ項目の額を除きます。

### その他収入

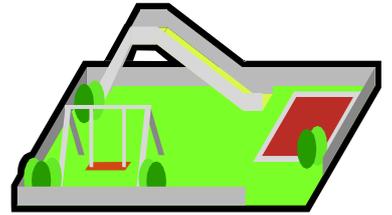
これまでに計上されていない収入がある場合はここに計上します。ただし、公共資産整備収支の部と投資・財務的収支の部に計上した同じ項目の額を除きます。

．【公共資産整備収支の部】

（支出）

公共資産整備支出

公園や公民館などの公共資産を作るために使われたお金です。



公共資産整備補助金等支出

他団体が公園や公民館などの公共資産を作るために支出したお金です。

他会計等への建設費充当財源繰出支出

自治体そのものとは別個に管理されている会計に対して、施設を作ったりする目的で出したお金です。

（収入） 公共資産整備収支の部に属している収入項目は、他会計が施設を作るために出した分についても計上します。

国県補助金等

国や県が出した補助金のうち、施設の建設などに使われた額です。

地方債発行額

公園や公民館などの公共資産を作るために使われたお金のうち、地方債で賄われた額です。

基金取崩額

公共資産を作る目的で、積み立てた基金を取り崩した額です。

その他収入

これまでに計上されていない収入のうち、公共資産を作るために使われた額です。

．【投資・財務的収支の部】

（支出）

投資及び出資金

自治体が企業の株式を取得するために使ったお金等の合計額です。ただし、地方公営企業法が適用される企業（自治体が設立した病院事業や電気事業など）に対する出資金は除きます。

### 貸付金

自治体が企業の株式を取得するために使ったお金等の合計額です。ただし、地方公営企業法が適用される企業に対する貸付金は除きます。

### 基金積立額

自治体が積み立てている基金（定額運用基金は除く）への、今年度の積立額です。

### 定額運用基金への繰出支出

毎年度一定額を運用する定額運用基金に対する繰出金です。



### 他会計等への公債費充当財源繰出支出

一般会計以外の会計への繰出金のうち、公債償還に充てられた額です。

### 地方債償還額

今年度に返済した地方債の合計額です。

### （収入）

#### 国県補助金等

投資・財務的収支の部の支出に充当された国・県の補助金の合計額です。

#### 貸付金回収額

自治体が貸し付けていたお金の、戻ってきた分です。

#### 地方債発行額

自治体が借金をするために発行した今年度の地方債うち、投資・財務的収支の部の支出に充当された分です。

#### 基金取崩額

基金を取り崩した額のうち、投資・財務的収支の部の支出に充当された分です。

#### 公共資産売却収入

公共資産を売り払って得たお金です。

#### その他収入

これまでに計上されていない、投資・財務的収支の部の支出に充当された収入について、まとめて計上します。

## § 6 . 財務諸表の関係性

ここまで各財務諸表の内容について解説してきました。おおよそ、それぞれの表がどのようなものを扱っているのかが理解できたのではないかと思います。

この章では、その財務諸表同士がどのような関係性で結びついているのかを解説します。

### 1 . バランスシート～資金収支計算書の関係

バランスシートと資金収支計算書の関係は、1章でも少し説明しましたが、バランスシートに計上している「現金」が1年間でどのような支出と収入を経て増減したのか、を表しています。

では、具体的にどのような流れになっているのでしょうか。

例として、資金収支計算書の章で使った表を用います。この表では、期首歳計現金残高として100万円計上していますので、昨年度のバランスシートの現金の項目に100万円が計上されている、ということになります。

昨年度のバランスシート、資金収支計算書、今年度のバランスシートの関係性を図示すると以下ようになります。図に表示されている数字の単位は千円です。

| 昨年度 BS           |              | 今年度 CF      |        | 今年度 BS           |               |
|------------------|--------------|-------------|--------|------------------|---------------|
| 借方               | 貸方           |             |        | 借方               | 貸方            |
| 有形固定資産<br>5,000  | 負債<br>0      | 経常的収支の部     |        | 有形固定資産<br>12,000 | 負債<br>1,000   |
| 投資及び出資金<br>2,000 |              | 人件費         | -5,000 | 投資及び出資金<br>3,000 |               |
| 現金<br>1,000      | 純資産<br>8,000 | 市民税         | +8,000 | 現金<br>2,000      | 純資産<br>16,000 |
|                  |              | 小計          | +3,000 |                  |               |
|                  |              | 公共資産整備収支の部  |        |                  |               |
|                  |              | 保育所         | -8,000 |                  |               |
|                  |              | 国庫支出金       | +4,000 |                  |               |
|                  |              | 県支出金        | +2,000 |                  |               |
|                  |              | 小計          | -2,000 |                  |               |
|                  |              | 投資・財務的収支の部  |        |                  |               |
|                  |              | ケーブルテレビ局に投資 | -1,000 |                  |               |
|                  |              | 市債          | +1,000 |                  |               |
|                  |              | 小計          | 0      |                  |               |
|                  |              | 当年度歳計現金増減額  | +1,000 |                  |               |
|                  |              | 期首歳計現金残高    | 1,000  |                  |               |
|                  |              | 期末歳計現金残高    | 2,000  |                  |               |

この図の通り、資金収支計算書の流れを経て、昨年度末には100万円だった現金残高が、今年度末には200万円になったということを示しています。

よく見ていただくと、おかしな点が1つあるのに気付かれるかと思います。左右のバランスシートと資金収支計算書を見比べていただくと、期首に500万円あった有形固定資産が、今年度の資金収支計算書で新たに800万円の保育所を建てたと記載されているにも関わらず、合計金額が1,200万円にしかなくなっていません。100万円分どこかに消えています。

これは別に不正な操作をしたわけではありません。昨年度の有形固定資産に対して「減価償却」という処理を行ったからです。

減価償却というのは、バランスシートの章で説明しましたが、資産が老朽化すること等の事由によって価値は下落すると考え、その価値を毎年ある程度減らしていこうという処理のことです。この例では、昨年度バランスシートに計上された有形固定資産500万円のうち、100万円分が減価償却されたということになります。

さて、この減価償却という処理は、資産の価値が下がるのですが、別にそれによってお金をもらったり支払ったりすることはありません。つまり、実際にはお金のやり取りが行われていないのです。資金収支計算書に計上されるのは、実際にお金のやり取りが行われた行為ですので、この減価償却という処理は資金収支計算書には計上されません。

このため、資金収支計算書では把握できない資産の減少が起こるのです。これ以外にも、資金収支計算書には計上されない資産や負債の増減がバランスシートに計上されることがあります。

具体的には、実際には回収できていないがまだ回収できる見込みのある収入である未収金と長期延滞債権。将来発生することが確実な支払だけでもまだ実際にはお金の出入りがない未払金、長期未払金、退職手当引当金、賞与引当金。回収する見込みが薄いために収入から差し引く回収不能見込額。これらの項目が該当します。

これらの項目は、次で説明する行政コスト計算書か純資産変動計算書で計上されることとなります。

このバランスシート・資金収支計算書の流れでは、その自治体が1年間に行った実際の活動について表現されることとなります。これにより、その自治体が1年間に行った仕事や、提供した行政サービスが適切だったのかを確認することができます。

## 2. バランスシート～行政コスト計算書～純資産変動計算書の関係

バランスシートと行政コスト計算書と純資産変動計算書の関連は、先ほどのバランスシートと資金収支計算書の関連よりもやや複雑になります。なぜなら、前項では実際にお金の出入りがあったものしか計上していなかったのですが、ここではバランスシートの変動に関するほぼすべての情報が表現されるからです。

見た目上、バランスシートには資産の情報しか計上されていないようになっていますが、その内の「現金」の項目については、資金収支計算書の章で説明した通り、昨年度の繰越金を除く1年間の歳入と歳出の差引によって計算されています。つまり実際には、形が残らない支出、いわゆるコストにかかったお金が存在しているわけです。

これらすべての情報を網羅し、なおかつバランスシートにしか計上されない特別な資産や負債などの情報も加えたものが、バランスシート・行政コスト計算書・純資産変動計算書のグループです。

なお、この行政コスト計算書と純資産変動計算書を組み合わせると、およそ損益計算書のような機能を果たします。

図で関係性を説明すると次ページのようになります。

ある自治体の今年度の支出はそれぞれ、人件費に50万円、生活保護に100万円、橋の建設に300万円行いました。対して収入は、手数料として50万円、市民税で200万円、国庫支出金で100万円、地方債で100万円です。なお、保有している資産は1年間で10万円の減価償却費が発生するものとします。図に表示されている数字の単位は千円です。



## § 7 . 連結財務諸表

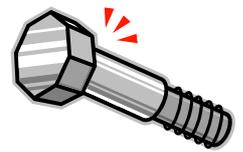
### 1 . 連結するというこの意味

ここまでは単独の財務諸表について説明しました。この章では、連結財務諸表について簡単に説明します。

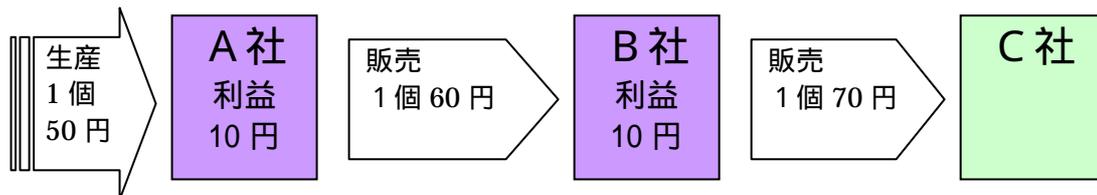
そもそも、連結する、ということはどういう意味があるのでしょうか。

ここに、A、B、Cという会社があるとします。B社はA社の株を50%以上持っていて、いわゆる子会社としています。C社はA、Bのどちらにも株を売っていないし、どちらの株も保有していません。

この時、A社がB社に対して1個50円で作ったボルトに10円の利益を乗せて1個60円で売ったとします。B社はその仕入れたボルトをC社に1個70円で売ったとします。

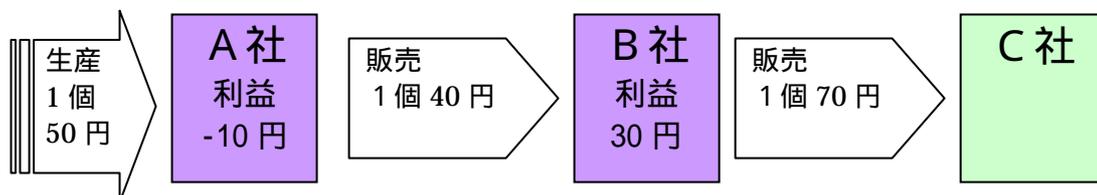


図で表示するとこうなります。



このとき、各社とも1個当たり10円の利益が出ます。

しかし、親会社であるB社が利益を出そうと、今まで1個60円で仕入れていたボルトを1個40円にしるとA社に言いました。その結果、A社は1個50円で作ったものを40円で売ることになり、1個売るごとに10円の損害が出ます。しかし、B社は40円で仕入れて70円で売るので、1個当たり30円の利益が出ることとなります。



この時、B社だけの財務諸表を見れば、B社は30円も利益を上げているので業績が上がったように見えます。しかし、それはA社に10円の損害を出させた結果です。

これは極端な例ですが、こういうふうに自分の会社が利益を出しているように見せるために、子会社に負担を強いるということがあります。

そこで連結財務諸表の出番となります。連結財務諸表は関係会社（親会社と子会社をまとめて呼ぶ時の名称）全体での業績を表示するため、この関係会社は1個50円で作っ

たボルトを1個70円で売ったということになり、利益は20円というふうに計上されます。



このように、各会社を単独で見たのでは分からないことが、連結させることによって分かたりします。

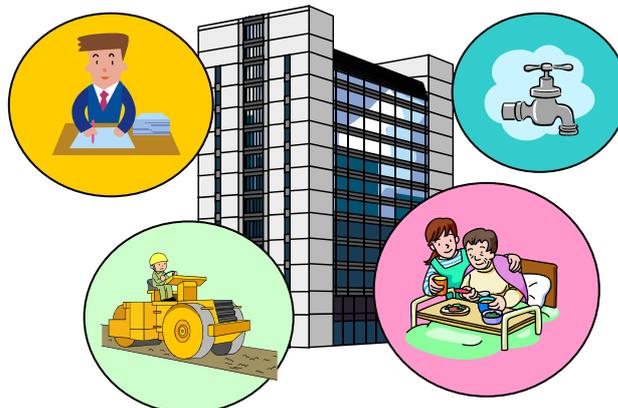
## 2. 地方自治体の会計

では、この連結という考え方を地方自治体の会計に取り入れるということを考えてみます。

それを理解するためには、まず地方自治体の会計の姿から理解する必要があります。ここで使う『会計』という言葉は、家計と同じような意味だと思ってください。例えば、Aさんのお宅は、Aさんと奥さん、それに社会人の息子に大学生の娘の4人家族だとします。Aさん夫婦が共働きだとすると、Aさんの家は3人の稼ぎ手がいることとなりますが、同じ家で生活している以上、同じ家計の中で活動しているとみなされます。しかし、ここで社会人の息子が独立して1人暮らしを始めると、息子は別の家計を形成します。ここで言う会計という言葉も、このような性質を持っていると思ってください。

地方自治体が提供する行政サービスとしては、住民票の管理であったり、上水道の管理・運営、国民健康保険の運用などが挙げられます。これらは地方自治体から提供されるサービスですが、すべてが1つの会計で行われているわけではありません。上水道は水道会計で、国民健康保険は国民健康保険会計で、それぞれ別個に会計を形成しているのです。

そのため、例えばある自治体A市自体のバランスシートは負債が少なくとても優秀であったとしても、運用するだけで赤字となっているA市の水道会計を連結すると、負債が一気に増える...ということがあり得るのです。



### 3. 連結する範囲

連結作業をする意味と、地方自治体の会計の仕組みが分かったところで、地方自治体の連結財務諸表を作るときはどこまで連結すればよいのかを説明しましょう。

民間企業の会計では、支配力や影響力が強く及ぶ会社を連結対象とします。

公会計でもそれはほとんど同じです。前の項で説明した水道会計や国民健康保険などの、いわゆる地方自治体として公共サービスを提供する会計はもちろんのこと、地方自治体が経営に強い影響力を持っている第三セクターや、小さい自治体などが事務を賄いきれないためにいくつかの自治体と共同で事務処理を行う一部事務組合、いわゆる地方三公社といわれる住宅供給公社、土地開発公社、道路公社などが連結対象に含まれます。

### 4. 財務諸表の連結

実際に連結財務諸表を考えてみることにしましょう。

先ほどのA市のバランスシートは以下の通りです。

(単位:千円)

| 借 方    |           | 貸 方   |           |
|--------|-----------|-------|-----------|
| 土地等    | 600,000   | 地方債   | 200,000   |
| 出資金等   | 300,000   | 負債合計  | 200,000   |
| 基金・現金等 | 100,000   | 純資産   | 800,000   |
|        |           | 純資産合計 | 800,000   |
| 合計     | 1,000,000 | 合計    | 1,000,000 |

負債がとても少なく、理想的なバランスシートだと言えます。

そして、連結する対象であるA市が出資する第三セクターのバランスシートは、以下のようになっています。

(単位:千円)

| 借 方    |         | 貸 方   |         |
|--------|---------|-------|---------|
| 土地等    | 400,000 | 負債    | 200,000 |
| 出資金等   | 0       | 負債合計  | 200,000 |
| 基金・現金等 | 20,000  | 純資産   | 220,000 |
|        |         | 純資産合計 | 220,000 |
| 合計     | 420,000 | 合計    | 420,000 |

見た目にはやや負債が多いですが、それ以外には問題がないように見えます。

では、これを単純に連結させます。単純に連結させる場合は、対象となるバランスシート  
の各項目を合算するだけです。

結果はこうなります。

(単位:千円)

| 借 方    |           | 貸 方   |           |
|--------|-----------|-------|-----------|
| 土地等    | 1,000,000 | 地方債   | 400,000   |
| 出資金等   | 300,000   | 負債合計  | 400,000   |
| 基金・現金等 | 120,000   | 純資産   | 1,020,000 |
|        |           | 純資産合計 | 1,020,000 |
| 合計     | 1,420,000 | 合計    | 1,420,000 |

やや負債が増えたものの、資産に対する割合は低いので、それほど問題があるようには見えません。

しかし、A市はこの第三セクターに出資しています。その額は2億円です。この2億円を使って、第三セクターは施設を建設していました。

このとき、A市のバランスシートには、出資金として第三セクターに出した2億円と、その財源となった純資産の2億円が計上されています。

そして、第三セクターのバランスシートにも、A市からもらった出資金の2億円が純資産に、その2億円を使って立てた施設の2億円が資産として土地等に計上されています。

つまり、ただ合算しただけのバランスシートは、こういう値を含んでいることになるのです。

| 借 方    |           | 貸 方   |           |
|--------|-----------|-------|-----------|
| 土地等    | 1,000,000 | 地方債   | 400,000   |
| 出資金等   | 300,000   | 負債合計  | 400,000   |
| 基金・現金等 | 120,000   | 純資産   | 1,020,000 |
|        |           | 純資産合計 | 1,020,000 |
| 合計     | 1,420,000 | 合計    | 1,420,000 |

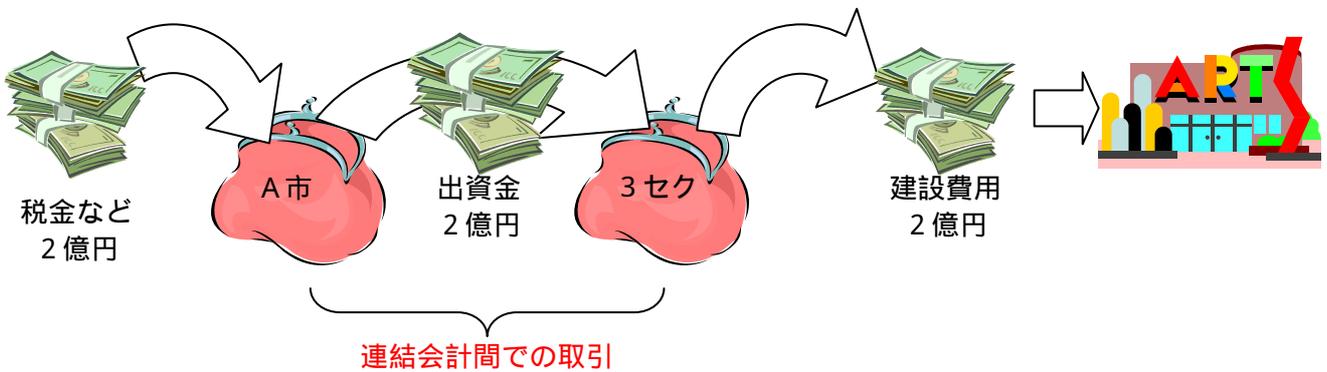
普通会計からの出資金で作った施設2億円含む

普通会計の出資金2億円と第三セクターの純資産2億円を含む

第三セクターに出した出資金2億円含む

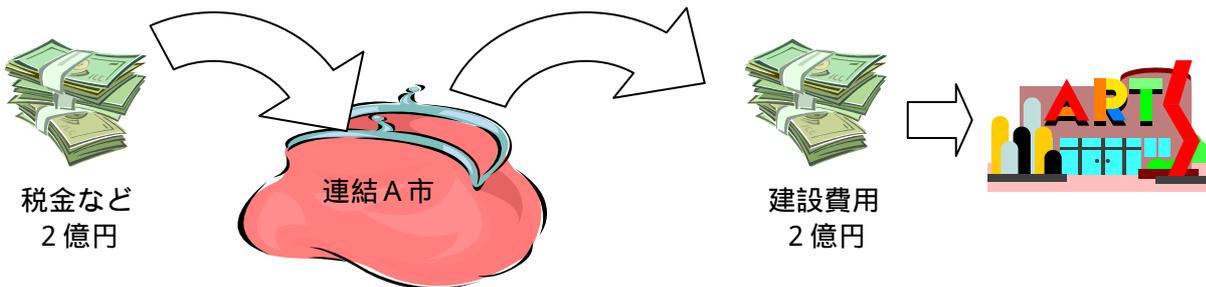
このままでは、普通会計から出資された2億円が二重計上されてしまいます。これでは正しい財務状況を把握することはできないので、相殺消去という処理を行います。

相殺消去とは、連結する団体間で行われた取引を重複しないように消すことです。  
このA市の場合だと、



このように、同じ2億円が一旦A市の会計に入り、第三セクターの会計に移されてから実際の用途に使われたという構図になっています。そこで、連結をする場合は上図に示している「連結会計間での取引」をないものとして考えます。

その様子を示したのが下図です。



これにより、バランスシートに重複がなくなります。

この処理を行い、正しい値で作られたバランスシートがこれです。

(単位:千円)

| 借      | 方         | 貸     | 方         |
|--------|-----------|-------|-----------|
| 土地等    | 1,000,000 | 地方債   | 400,000   |
| 出資金等   | 100,000   | 負債合計  | 400,000   |
| 基金・現金等 | 120,000   | 純資産   | 820,000   |
|        |           | 純資産合計 | 820,000   |
| 合計     | 1,220,000 | 合計    | 1,220,000 |

単純に合算しただけのもの比べると、出資金等と純資産がそれぞれ2億円ずつ減っています。これを見ると、A市単独の時は地方債の額が純資産の4分の1しかなかったのに対して、その倍近い額になっています。これが連結しなければ分からない、本来の財政の姿です。

他の財務諸表も同様の処理を行います。

行政コスト計算書の場合は、以下ようになります。

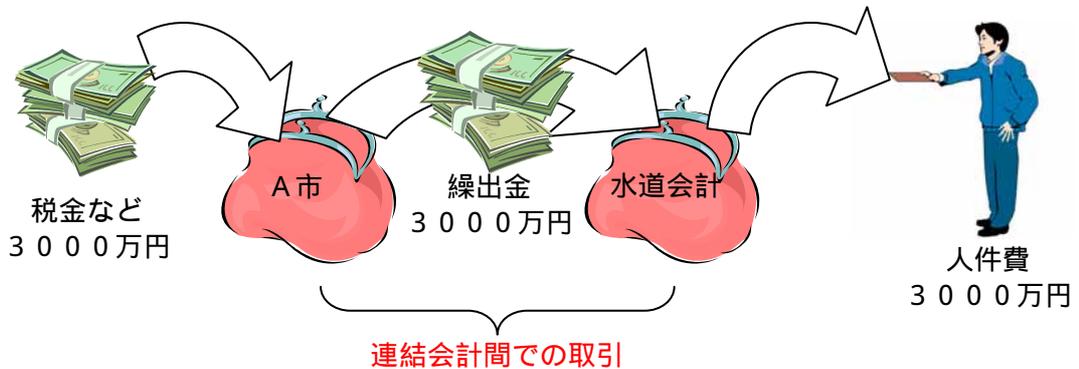
まずは単独の行政コスト計算書が別個に存在します。(本来は様式が違いますが、簡略化しています)

(単位:千円)

|       | A市      | 水道会計   |
|-------|---------|--------|
| 人件費   | 150,000 | 30,000 |
| 物件費   | 200,000 | 20,000 |
| 繰出金   | 30,000  | 0      |
| コスト合計 | 380,000 | 50,000 |

そして、このA市で計上している繰出金の3000万円が、水道会計の人件費に充てられているとします。

前のサイフの図で説明すると、



と、いう流れになっているわけです。

そのため、このまま合算すると下表のようになってしまいます。

(単位:千円)

|       | A市      | 水道会計   | 連結A市    |
|-------|---------|--------|---------|
| 人件費   | 150,000 | 30,000 | 180,000 |
| 物件費   | 200,000 | 20,000 | 220,000 |
| 繰出金   | 30,000  | 0      | 30,000  |
| コスト合計 | 380,000 | 50,000 | 430,000 |

そこで、繰出金をなかったものとして考えると、相殺除去後の連結A市の行政コスト計算書は次のようになります。

(単位:千円)

|       | A市      | 水道会計   | 連結A市    |
|-------|---------|--------|---------|
| 人件費   | 150,000 | 30,000 | 180,000 |
| 物件費   | 200,000 | 20,000 | 220,000 |
| 繰出金   | 30,000  | 0      | 0       |
| コスト合計 | 380,000 | 50,000 | 400,000 |

-30,000

純資産変動計算書、資金収支計算書も、同様の考え方です。

## § 8 . 用語解説

### 1 . 財政全般

#### 財政

自治体が仕事をするためには、人件費、電気代、燃料代等々お金が必要です。その必要なお金をどのように準備して、また、様々な事業にどのように割り振って使っていくかという、そのやりくりをすることが財政です。

#### 一般会計

自治体の予算の中心となるものです。行政を運営するためのもので、主な財源は地方税などです。基本的な経費を組み入れて計上した会計です。

#### 特別会計

国民健康保険のように、特定の人たちがお互いに助け合うことを目的とした事業や、農業集落排水事業のように限られた人たちが利益を受ける事業の会計を指します。これらの事業は、利益を受ける人たちが負担するお金を中心に運営しています。そのため、それぞれの事業の経理を明確にする必要があります。なお、広い意味では企業会計も特別会計に含まれますが、「特別会計」というときに一般的には企業会計を含めません。

#### 普通会計

普通会計とは、総務省の行う地方財政状況調査（決算統計）において、各地方自治体や地方財政全体の財政状況の把握・分析に用いられる統計上・観念上の会計で、総務省の定める基準で各地方自治体の会計を統一的に再構成したものです。

具体的には、一般会計を中心として、公営企業会計などの事業会計に属さない特別会計を加え、会計間の重複額を控除したものです。

#### 企業会計

会社経営のように、その事業の収入で支出を賄う独立採算の会計です。なお、広い意味では特別会計に含まれます。

#### 収益的収支

当該年度の企業の経営活動で発生する収益（収入）と、それに対応する費用（支出）のことを指します。収入は、サービスの提供の対価としての料金収入が主体です。支出にはサービス提供に要する職員給与費、支払利息、建物などの固定資産の減価償却費などが計上されます。

### 資本的収支

企業の事業によるサービス提供を維持し、将来的な利用増に対処するとともに、経営規模の拡大を図るために要する諸設備の整備・拡充などの資産の取得に要する経費や、施設の取得に要した企業債の元金償還金などの支出と、資産の取得に要する企業債などの収入が計上されます。

### 損益計算書

一定期間の企業の経営成績を示す報告書で、その期間内に得た収益から、それを得るために要した費用を差し引く形で、損益の発生原因とその期間の純利益を明らかにした報告書です。

### 貸借対照表

企業の一定時点における財政状態を明らかにするために、資産、負債、資本を一表に記載した報告書で、一般的に「バランスシート」と呼ばれています。

### 債務負担行為

予算に定めた歳出予算額を超えて翌年度以降の支出分も含めた契約を行なう場合などに必要な予算措置の一つです。家計で言うところのローンのようなものです。

### 土地開発公社

予め土地などの財産を取得しておき、必要なときに市に売却する事業を行っており、銀行などから資金を借り入れて運営しています。

## 2. 歳入関係

### 地方税

地方に属する税金で、行政活動の裏付けとなる財源の中心です。具体的には、普通税の市町村民税（個人、法人）、固定資産税（土地、家屋、償却資産）、軽自動車税、市町村たばこ税と、目的税の都市計画税です。

### 地方譲与税

国税の一部が、市道延長・面積、港湾施設の数値などによって譲与されるものです。具体的には、自動車重量譲与税、地方道路譲与税、特別とん譲与税などがあります。

### 利子割交付金

利子課税（20%）のうち4分の3である5%分が県税として徴収され、その一部が個人県民税の収入率の割合で県から交付されるものです。

### 配当割交付金

配当課税のうち5%（平成16年1月1日～21年3月31日までの間は3%）が県税として徴収され、その一部が個人県民税の収入率の割合で県から交付されるもので、税制改正により16年度から新たに計上しています。

### 株式等譲渡所得割交付金

株式等譲渡所得課税のうち5%（平成16年1月1日～20年12月31日までの間は3%）が県税として徴収され、その一部が個人県民税の収入率の割合で県から交付されるもので、税制改正により16年度から新たに計上しています。

### 地方消費税交付金

消費税は国分4%と併せて地方分1%が徴収されており、地方分の2分の1が都道府県に、残りの2分の1が人口と従業者数の割合で市町村に分配され、国から県を通じて市に対して交付されます。

### 自動車取得税交付金

自動車取得税（県税）の一部が市道の延長や面積によって交付されるものです。

### 地方特例交付金

平成11年度に導入された恒久的な減税に伴う地方税の減収を補うために国から交付されているもので、18年度からは、児童手当制度拡充分の財源補てん分が加わりました。なお、定率減税廃止や法人関係税の減税措置の恒久化に伴い、減税補てん分は18年度までとなり、これに伴う激変緩和への対応として19年度から21年度までの経過措置で「特別交付金」が交付されることとなりました。

### 交通安全対策特別交付金

道路交通法により納付される反則金の一部が交付されるもので、交通安全対策事業に充てるためのものです。

### 分担金及び負担金

福祉施設に入所する際などに、利用者本人や家族の負担分として支払われるものです。

### **使用料及び手数料**

公共施設の利用料金のほか、各種証明書の発行や公共サービスを受ける際の手数料などです。

### **国庫支出金**

国から自治体に対して反対給付を受けないで支払われるもので、使い道が特定される負担金、補助金、委託金、交付金です。法令の規定に基づき支出されるもの、または国家的見地からの公益性や行政上の必要によって特定の事業実施のために支払われるものなどがあります。

### **県支出金**

県から市に対して反対給付を受けないで支払われるもので、使い道が特定される負担金、補助金、委託金、交付金です。法令の規定に基づき支出されるもの、または県独自の施策や行政上の必要によって特定の事業実施のために支払われるものなどがあります。

### **財産収入**

市有地貸付収入、基金利子のように財産の運用から得られた収入や、不要となった物品や不動産の売却収入などです。

### **寄附金**

市民などから寄せられる寄附金です。

### **繰入金**

市の他の会計や基金からの繰入金です。

### **繰越金**

前年度の予算執行の結果、残ったお金のうち、条例に基づいて基金に積立する分を除いたもので、次年度の会計に繰越されるお金です。

### **諸収入**

地方税などに係る延滞金・加算金及び過料、資金を一時的に預けて乗じる利子、貸付金の元利収入、委託を受けて事業を行なう場合の対価としての受託収入、その他の雑入などです。

## 地方債

市が国や民間金融機関などから長期的に借り入れる資金のことです。これらは、学校やごみ処理施設、道路・公園などの整備に充てられます。

## 3. 歳出関係

### 行政目的別の区分

経費をその達成しようとする行政目的に応じて区分するものです。この分類により、教育関係や民生関係といった行政目的別の経費の状況を把握するものです。以下はその区分の説明です。

- 議会費……………議会に関する経費です。
- 総務費……………各自治体の事務管理、庁舎管理、市民活動推進、交通安全対策、防災など。選挙に係わる費用もここに計上されます。
- 民生費……………障害者福祉、高齢者福祉、児童福祉、保育園の管理運営、生活保護、福祉医療などが該当します。
- 衛生費……………各種健診、予防接種、保健センターや休日診療所の運営、環境保全、ごみ処理、リサイクル推進などの、保健衛生に係わる費用です。
- 労働費……………労働者福祉や支援などが該当します。
- 農林水産業費…農業振興、土地改良事業などの費用です。
- 商工費……………商工業振興、産業振興、観光事業などの費用が含まれます。
- 土木費……………道路・河川などの整備や維持補修、駅周辺整備や土地区画整理等の市街地整備、市営住宅の維持管理などに使われます。
- 消防費……………消防活動、救急、災害救助、防火活動などが含まれます。
- 教育費……………学校教育、生涯学習、スポーツ振興、学校給食、教育施設施設の維持補修、整備などに用いられます。
- 災害復旧費……災害時の復旧事業に使われます。
- 公債費……………地方債（ローン）を返済する元利償還金及び一時的な借入れをした場合の支払利息をいいます。
- 諸支出金……………公有財産の購入に使われます。
- 予備費……………急を要するときのための予備的経費で、他の予算に充てて使うものです。

## 性質別の区分

総務省の行う地方財政状況調査（決算統計）上の分類で、経費を経済的機能によって区分するものです。この分類により、さらに義務的経費（人件費、扶助費、公債費）や投資的経費（普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費）の状況把握や財政分析が可能となります。以下はその区分の説明です。

- 人件費.....特別職の報酬、一般職の職員給与・手当・共済費などをいいます。
- 物件費.....委託料、賃金、旅費、役務費等を指しますが、人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の消費的性質の経費を総称していいます。
- 扶助費.....福祉施設に入所する費用、各種福祉サービスや福祉手当の費用、生活保護の費用、医療費助成などの市民を援助するための費用などです。
- 公債費.....市町村債の償還を行うための費用です。
- 普通建設事業費...道路の修復や拡幅、公共施設の建設や補修などのために使われる費用です。
- 災害復旧事業費...高波や地震、台風などで発生した災害に対処するための費用です。
- 失業対策事業費...大量の失業者が出た場合などに、自治体が仕事を提供するために使われるお金です。

## 4. 交付税関係

### 地方交付税

地方交付税制度は、国税の一定割合を財源とし、地方自治体の独自性を強化することを目的に、各地方自治体の自主的な行財政運営を損なわずにその財源（一般財源）の保障と均衡化を図り、交付税算定基準の設定を通じて地方財政の計画的運営を保障するための制度であり、普通交付税と特別交付税とに区分されます。

### 普通交付税

普通交付税は、地方交付税制度の根幹をなすものであり、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方自治体に対して交付されます。

## 特別交付税

特別交付税は、基準財政需要額又は基準財政収入額の算定に反映することのできなかった具体的な事情を考慮して交付されるものであり、普通交付税の機能を補完して、地方交付税制度全体としての具体的妥当性を確保するためものです。

市町村分については、原則として、総務大臣から内示された都道府県ごとの額の枠内において、知事が算定することとされていますが、現状では算定根拠は明確に示されていません。

## 基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方自治体が合理的、かつ、妥当な水準の行政を行い、又は施設を維持するための財政需要に充当される一般財源を一定の方法によって算定した額です。

## 基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、各地方自治体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態で徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額です。

## 財源超過額

基準財政需要額が基準財政収入額を超える額を「財源不足額」といい、同じく基準財政収入額が基準財政需要額を超える額を「財源超過額」といいます。

ともに地方交付税の算定上用いられる用語であって、現実の財政運営上の財源の不足額又は余裕額を示すものではありません。

## 標準税収入額

次の算式により求める収入見込額です。

$(\text{基準財政収入額} - \text{地方譲与税} - \text{交通安全対策特別交付金}) \times 100 / 75 + \text{地方譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金}$

ただし、上記の式中の「地方譲与税」は平成16～18年度に譲与された「所得譲与税」を除きます。

## 標準財政規模

地方自治体が通常水準の行政活動を行う上で必要な一般財源の総量で、標準税収入額に普通交付税を加えた額です。

## 財政力指数

基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3か年間の平均値をいい、地方自治体の財政力を示す指数として用いられます。

単年度の基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値である「単年度の財政力指数」が1を超える地方自治体は、地方交付税の不交付団体となり、その超えた分だけ標準的な水準を超えた行政を行うことが可能となります。

また、財政力指数が1以下の団体であっても、1に近い団体ほど普通交付税算定上のいわゆる留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるということが出来ます。現行制度では、国の各種財政援助措置を行う場合の財政力の判断指数にも用いられる場合もあります。

## 5. 財政指標関係

### 類似団体

決算統計（地方財政状況調査）等の報告に基づいて総務省が毎年度作成する都道府県財政指数表及び類似団体別市町村財政指数表にいう類型別の類似団体をいいます。類似団体別市町村財政指数表では、国勢調査人口、産業構造の2要素の組合せによって分類しています。

### 実質収支

収入と支出の実質的な差額をみるもので、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた収支額（これを「形式収支」といいます。）から、さらに翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた額です。

実質収支がマイナスになると、赤字団体とされています。

### 実質収支比率

標準財政規模に対する実質収支の割合です。

### 経常一般財源収入

地方税や普通交付税のように毎年収入される財源で、特定の支出に充てるべきものでない収入（一般財源）のことです。

### 経常的経費

毎年度必要となる経費のことです。職員の人件費などがあります。

### 経常経費充当一般財源

経常的経費に充てた一般財源をいい、経常的経費から特定財源（国や県からの補助金のように特定の支出に充てるべき収入）を差し引いた額を指します。

### 臨時的経費

毎年度は必要とされない経費のことです。なお、普通建設事業費は全て臨時的経費となります。

### 経常一般財源比率

標準財政規模に対する経常一般財源の割合で、100を超える度合いが高いほど経常一般財源に余裕があり、歳入構造に弾力性があることが示されます。

### 経常収支比率

経常一般財源に対する経常経費に充当した一般財源の割合で、人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とする経常一般財源収入がどの程度充当されているかをみることにより、地方自治体の財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられます。都市にあっては75%程度が妥当と考えられ、80%を超えると、その地方自治体は弾力性を失いつつあると考えられますので、その原因を究明し、経常経費の抑制に留意しなければなりません。

### 公債費比率

地方債の元利償還金の一般財源に占める割合をいい、次の算式により求めます。

$$\{A - (B + C)\} \div \{(D + E) - C\} \times 100$$

- A：普通会計に係る元利償還金（転貸債、繰上償還分を除く）
- B：元利償還金に充てられた特定財源
- C：普通交付税の基準財政需要額に算入された特定の公債費
- D：標準財政規模
- E：臨時財政対策債発行可能額

地方債は、ある程度活用すべきですが、いずれは支払う借金です。この指標はその限度を計数的に見るためのもので、一般的にこの比率が10%を超えないことが望ましいとされています。平成12年度から普通交付税の基準財政需要額に算入された公債費の範囲に変更されました。

### 実質公債費比率

地方債の元利償還金や公営企業における地方債の元利償還金に対する繰出金などの公債費に準じるものを含めた実質的な公債費相当額の一般財源に占める割合の過去3年度間の平均値をいい、次の算式により求めます。

$$\{(A+B) - (C+C)\} \div (E+F - D) \times 100$$

A：普通会計に係る元利償還金（繰上償還分等を除く）

B：地方債の元利償還金に準じるもの（「準元利償還金」）

C：AまたはBに充てられた特定財源

D：普通交付税の基準財政需要額に算入された特定の公債費及び準元利償還金

E：標準財政規模

F：臨時財政対策債発行可能額

地方債発行の協議性への移行に伴い導入された新たな指標で、この比率が一定の数値を越える場合には、地方債の発行に際し総務省の許可が必要となります。

### 総合債務比率

地方債残高、債務負担行為額、土地開発公社借入金残高の合計を標準財政規模で除して求めるもので、一般的に200%を超えないことが望ましいとされています。

### 公債費負担比率

公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合をいい、その率が高いほど、財政運営の硬直性の高まりを示します。一般的には、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされています。

### 義務的経費

義務的経費とは、地方自治体の歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に節減できない極めて硬直性の強い経費です。

歳出のうち経常的経費とされている人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、公債費の6費目は広い意味では全て義務的経費に属しますが、中でも人件費、扶助費、公債費の3つが厳密な意味での義務的経費とされ、これらの費目が占める比率が大きいほど経常的経費の増大傾向が強くと、健全財政の障害となるといわれています。

### 事業費支弁人件費

性質別の歳出を考える場合に、普通建設事業費、災害復旧事業費又は失業対策事業費に含める職員の給与費です。

## ラスパイレス指数

地方公務員と国家公務員の給与水準を、国家公務員の職員構成を基準として、職種ごとに学歴別、年齢別に平均給料月額を比較し、国家公務員の給与を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を指数で示したものです。

## 6 . 基金関係

### 特定目的基金

地域の振興などの特定の目的のために、資金を運用するタイプの基金です。

### 定額運用基金

特定の目的のために積み立てている部分は特定目的基金と同じですが、毎年度定額の資金を運用します。

### 財政調整基金

特定目的基金のひとつ。収入を調整したり、急激な税の落ち込みや災害などに備えるためのお金です。自治体ごとに積み立てる額は定められています。

### 退職手当基金

特定目的基金のひとつ。職員の年齢構成などにより、一時的に多くの退職金が必要となる年があり、その年の税金でその全てを賄うと、他の事業推進に影響が出てしまため、退職金に充てる一般財源額を一定にするための備えとして、毎年度、予算に定めた額と、発生した利子を積み立てます。地方公務員制度や勸奨退職の状況に左右されますが、職員の年齢構成から平成 20 年度から 30 年度にかけて大きな支出が予想されます。

### 国民健康保険事業基金

予想以上の急激な医療費の増加などにより、国民健康保険税などの財源で直ちに対応できない場合に取り崩すための基金です。

### 下水道事業基金

寄附金があった場合に積み立て、必要に応じて建設事業に充てるための基金で、利子は積み立てます。

## 7. 会計関係

### バランスシート（貸借対照表）

ある時点での資産と負債と資本を組み合わせて、財政状況を表現する表です。今現在所有しているすべての資産と、その資産を手に入れるために借りたお金（負債）と返す必要のないお金（資本）を、それぞれ資産は左側（借方）、負債と資本は右側（貸方）に表示します。バランスシート上では「資産 = 負債 + 資本」という計算式が必ず成立するようになっています。

### 損益計算書

1年間の活動を通じて得たお金（収入）と使ったお金（支出）を差引して、残った分（損益）を計算する表です。本業で発生した収支、副業で発生した収支、特別に発生した収支を計算して、最終的にどれくらいの損益が出たのかが表示されるようになっています。

総務省改訂モデルの財務4表には含まれていません。

### キャッシュフロー計算書

1年間の活動でどれだけのお金が動いたのかを表しています。民間企業の場合は、「営業活動」「投資活動」「財務活動」に分類して表示されており、それぞれ「本業でどれだけ稼いだか」「どれだけ設備投資を行ったか」「借入れや借金の償還をどれだけおこなったか」という意味を持っています。

総務省改訂モデルでは「経常的」「公共資産整備」「投資・財務的」の3つに分けられており、それぞれ「日常の行政活動でどれくらいの収支があったか」「公共資産をどれくらい取得したか」「地方債の発行や償還をどれくらい行ったか」を表しています。

### 固定資産・流動資産

1年以内に現金化できるものを流動資産、1年以上の長期に渡って資産の形で保有するものを固定資産と言います。固定資産はさらに「有形固定資産」「無形固定資産」「投資等」に区分されます。

### 固定負債・流動負債

1年以内に返済するものを流動負債、1年以上の長期に渡って返済していくものを固定負債と言います。公会計の場合は、前者に翌年度償還する予定の地方債や、翌年度支払予定の債務負担などがあり、後者に翌年度以降償還予定地方債や退職手当引当金などがあります。

## 発生主義

現金のやり取りが行われていなくても、現金のやり取りが発生する要因となった行為が実行された時点で帳簿に記載する考え方です。例えば、水道料金は普通月毎に支払います。でも、水は毎日使うものですから、1日に使った量を計算して家計簿に1日の水道料金を計上したとします。この時、お金の支払い自体は発生していなくても、水道を使えば水道料金は家計簿に計上されます。この考え方が発生主義です。

発生主義は行動した分だけ計上されますから行動の規模を正確に表現できますが、先ほどの水道の例で月末に水道料金が5円値上げになったとすると、家計簿につけていた金額が変わってしまいます。このように不確かな部分も含んだ考え方になります。

## 現金主義（実現主義）

現金のやり取りのみに着目して、現金が動いたときだけ帳簿に計上する考え方です。発生主義の水道料金の例で考えると、月末の料金の支払いがあって、初めて水道料金を家計簿に計上するということになります。

実際にお金が動いた分しか記載しないので値は正確ですが、お金のやり取りが存在しない行動については無視されます。

例えば、その月に100万円分の商品を売ったのに、先方の支払いが翌月払いだったとするとその月の売上は0円ということになります。

ちなみに、自治体の決算は現金主義に基づいて行われます。

## 資産

売ってお金にすることができるものと、対象会計にとってプラスに働くものが分類されます。前者の例は、株や土地などが挙げられます。後者としては、公共資産の土地や建物、未収金などが挙げられます。

## 負債

いわゆる借金と言われるものと、いつか払うようになる金額が含まれます。前者の例としては、地方債や未払金があります。後者には、退職手当引当金や賞与引当金が挙げられます。これらの引当金は、職員のみなさんが働いたことに対して支払われるべきお金の内、今年度内では支払われていない額を計上しています。

## 純資産（資本）

民間の会社で言えば、企業活動に必要な源泉、株式会社であれば株主の会社に対する持分などを表しています。地方自治体で言うと、資産を形成するためにすでに支払われた額ということになります。

## 引当金

将来支払うことが合理的に計算できる活動が行われた場合に、その支払う額を負債または費用として計上する時の名目です。総務省改訂モデルには「退職手当引当金」「賞与引当金」「投資損失引当金」の3つが存在します。

退職手当引当金と賞与引当金は、職員の労働に対してバランスシートの対象年度では支払いが発生していないため、その予想される支払額を負債として計上します。

投資損失引当金は回収できなくなりそうな投資等の額をマイナスで借方に計上します。本来引当金は貸方に計上する項目ですが、純資産額が減ると言う意味（総務省改訂モデルの純資産の項目には、資産と負債の差引で計算するものがあるため、資産が減っても負債が増えても純資産の項目が減るという結果になります）では同じです。

## フローの概念・ストックの概念

資金収支計算書とバランスシートを説明する際に使われる言葉。フローの概念とは、動きに着目して集計する方法で、資金収支計算書のように「お金の動き」を集めたものを表現する時に使われます。

対してストックの概念とは、文字通り溜まっていったものに着目する方法で、バランスシートのような「現在までに積上げた資産」の情報を表現する際に用いられます。